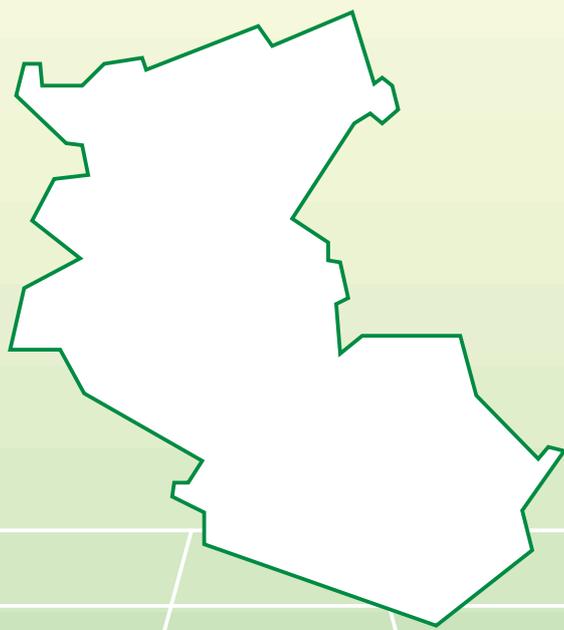


# 和歌山県地域福祉推進計画

～「支え合いのふるさとづくり」に向けて～



和歌山県

# 「支え合いのふるさとづくり」に向けて

近年、少子・高齢化の急速な進展、都市化・過疎化の二極化等に伴い、地域社会でのつながりが希薄化し、福祉、保健、医療に対する県民のニーズが増大するとともに多様化しています。

また、国の社会福祉基礎構造改革により、利用者の選択による社会福祉制度への転換が進められるなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中で、21世紀の地域福祉推進のための方策として、「和歌山県地域福祉推進計画」を策定しました。

この計画は、県内各地域において、住民、ボランティア、NPO、福祉活動団体、福祉関係事業者及び行政等が協働し、支え合う地域社会づくりに向け、本県の基本的な地域福祉施策を示すとともに、市町村における地域福祉計画づくりを進めていただくことを目的としています。

今後、この計画に基づき、地域におけるすべての人々が人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で人権が尊重され、安心して自分らしい生活が送れる「支え合いのふるさとづくり」に向けて尽くして参りますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にご尽力を賜りました和歌山県地域福祉支援計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提言をいただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

平成17年3月

和歌山県知事 木村良樹

# 和歌山県地域福祉推進計画の位置付け

和歌山県長期総合計画 「わかやま 21世紀計画」

## 和歌山県地域福祉推進計画

関連分野・関連施策等

和歌山県人権施策基本方針  
和歌山県保健医療計画  
元気わかやま行動計画  
和歌山県男女共同参画基本計画  
和歌山県ボランティア・NPO活動促進基本方針  
その他

地域福祉を推進する上での和歌山県としての共通の理念

わかやま長寿プラン

紀の国障害者プラン

紀州つ子元気プラン

### 地域福祉に関する施策

#### 市町村の地域福祉推進に向けた支援

- ・地域福祉推進理念の普及啓発
- ・市町村等が取り組む地域福祉推進のための事業への支援  
ふれあいのまちづくり事業、ボランティア推進事業等
- ・地域福祉計画の技術的な支援（住民参加手法の情報提供等）

#### 社会福祉を担う人材の確保や資質の向上

- ・人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備  
福祉人材センター事業等

#### 福祉サービスの適切な利用及び社会福祉事業の健全な発達のための整備

- ・地域福祉権利擁護事業、福祉サービスの苦情解決事業、民生委員児童委員指導事業等
- ・福祉サービス第三者評価事業、社会福祉施設経営指導事業等

地域福祉推進計画は、個別計画の地域福祉推進に関する分野を共有する。

個別計画は、行政施策としての  
・基本的事項  
・サービスの目標量  
・目標達成のための方策等を定め、実施する

和歌山県地域福祉推進計画は、各市町村が策定する地域福祉計画の実現を支援する計画であり、県段階で策定された他の福祉計画とは、異なる独自の役割を果たすものである。

従来の個別行政計画と関連する部分等については、一定の調整を図り、各計画の基本的方向、サービスの目標値等を達成するための施策等については、個別計画において優先的に取り組む。

市町村で策定された地域福祉計画において、新たに明らかになる福祉課題等で、広域的な見地から県が取り組む必要がある事項や、市町村への支援を必要とする事項等については、市町村との十分な協議のうえで、両者の役割分担を明確にし、必要に応じて推進計画に盛り込む。

連携

支援

協議

### 市町村個別計画

市町村老人保健福祉・介護保険事業計画  
市町村障害者計画  
市町村児童育成計画

### 市町村地域福祉計画

社会福祉に関する活動への住民の参加の促進  
ボランティア・NPO支援、コミュニティ活動の支援、新しい住民参加の福祉サービスや活動支援  
社会福祉を目的とする事業の健全な発達  
圏域設定とサービスの基盤の整備、社会資源の有効活用、ケアマネジメント体制の充実、人材育成等  
福祉サービスの適切な利用の推進  
情報提供、福祉サービス利用援助、苦情対応、福祉総合相談等  
施策の隙間にある福祉課題への対応

# 目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の役割と性格	1
3 計画の期間	1
第2章 地域福祉を取り巻く環境	2
1 住民相互の連帯感が希薄化傾向	2
2 福祉サービスの「利用制度化」	2
3 福祉分野における地方分権の進行	3
4 地域福祉の担い手が多様化	3
5 総合的なサービス提供体制の確立	4
第3章 計画の基本方向	5
1 計画の理念	5
2 計画の目標	5
3 計画の推進	6
第4章 施策の推進方向	7
1 これまでの本県の取組	7
2 『支え合いのふるさとづくり』に向けて	8
3 施策の基本方策	9
第5章 地域福祉推進施策	12
1 支え合いの地域基盤づくり	12
1 - 1 市町村・地域における地域福祉の推進	12
1 - 2 社会福祉を担う人材の確保や資質の向上	14
1 - 3 福祉サービスの適切な利用及び社会福祉事業の健全な 発達のための整備	15
2 共に支え合う地域社会づくり	20
2 - 1 人権尊重の社会づくり	20
2 - 2 高齢者参画の社会づくり	21
2 - 3 地域社会全体で子育てをする環境づくり	24
2 - 4 障害者の社会参加環境づくり	27
2 - 5 男女共同参画の社会づくり	31
2 - 6 健康社会づくり	31

第6章 市町村地域福祉計画の策定にあたって .....	33
1 計画策定の基本的留意事項 .....	33
2 市町村地域福祉計画の策定手順 .....	38
3 市町村地域福祉計画の構成 (盛り込む施策の例示) .....	39
参 考 資 料 .....	40
1 社会福祉法 .....	40
2 用語の解説 .....	41
3 和歌山県地域福祉支援計画検討委員会委員名簿 .....	45

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

少子・高齢化の進展、核家族化や一人暮らし高齢者世帯の増加、都市化・過疎化の二極化が進むなど、社会背景が大きく変化しています。

その結果、人々の地域社会との関わりが薄れ、住民相互の連帯感の希薄化により、相互扶助機能(つながり)が弱体化し、個人の孤立化等で、孤独死、暴力、虐待等の社会問題が急増しています。

一方では、ボランティア、NPO等の活動が、徐々に活発化し、福祉活動主体が多様化しています。

このような状況下で、これからは地域住民の誰もが地域で安心して生活ができるような、地域でごく当たり前の生活をしていけるような社会をつくりあげていくことが必要になります。

そのためには、「個々の福祉課題は地域全体の課題でもある」という課題の共有化を図り、つながりを再構築させ、地域住民、福祉関係事業者、福祉関係活動者や行政等が協働して、共に生きる「支え合いのふるさと」の実現を目指すために本計画を策定するものです。

## 2 計画の役割と性格

本計画は、本県の長期総合計画「わかやま21世紀計画」の基本構想編「共に生きる安心のまちづくり」や基本計画編「地域福祉の推進」を基本におき、「わかやま長寿プラン」、（注）「肥前国障害者プラン」及び「肥州っ子元気プラン」等の地域福祉に関する基本理念を共有し、広域的立場の県として、市町村の地域福祉推進の支援を行うとともに社会福祉を担う人材の確保や資質の向上、さらには福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉事業の健全な発達のための整備の役割を担い策定するものです。

また、この計画は、社会福祉法第108条に基づく都道府県地域福祉支援計画の性格を持ちます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から平成21年度の5年間とし、県内市町村地域福祉計画の策定内容等を踏まえ、必要に応じた見直しを行います。

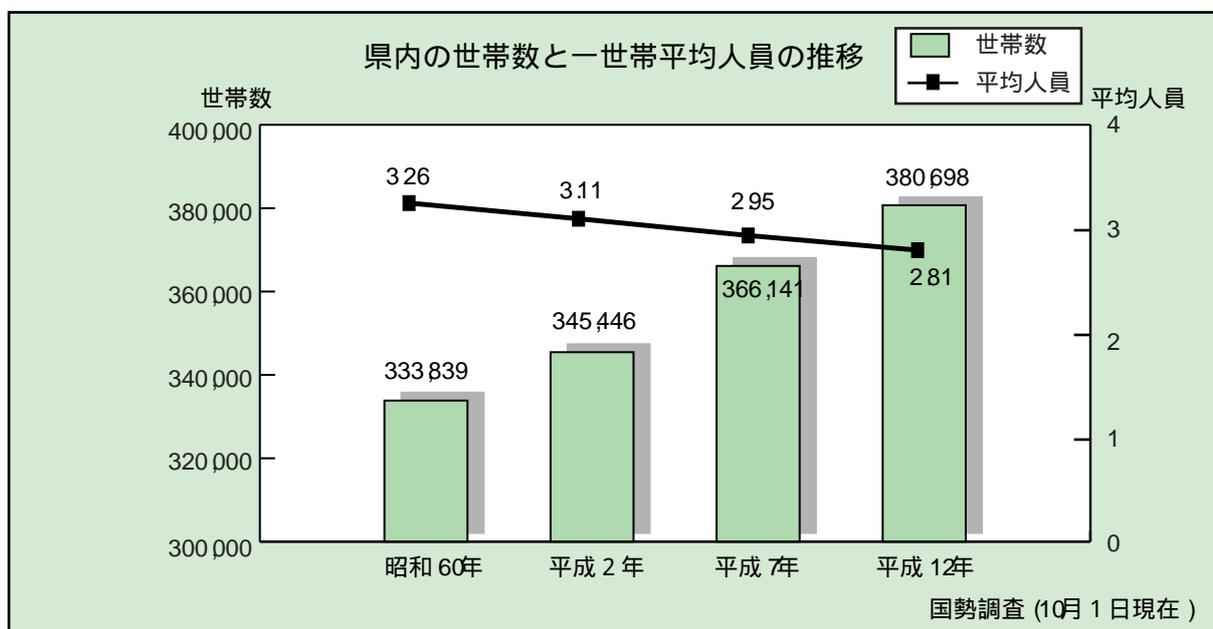
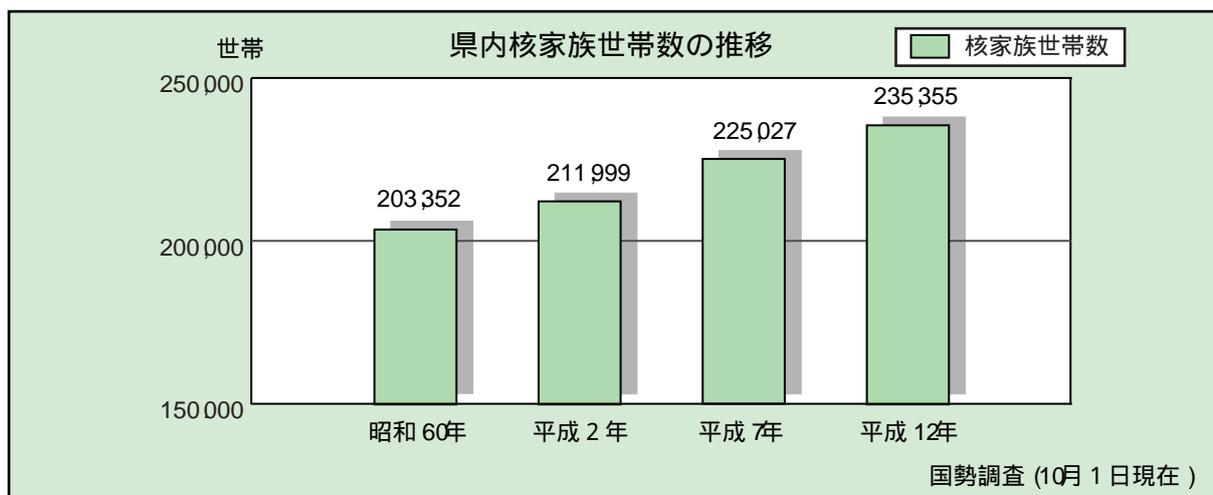
## 第2章 地域福祉を取り巻く環境

### 1 住民相互の連帯感が希薄化傾向

少子・高齢化の進展と本県の地理的条件などから、若年層を中心とした都市部への人口移動と農山村部における過疎化が進み、核家族世帯が増加する傾向にあります。

その結果、人々の地域社会との関わりが薄れ、住民相互の連帯感が希薄化し、子育てや介護に伴うストレスの増大、一人暮らし高齢者の孤立化等、地域で生活するうえでの不安も増大している状況です。

そして、孤独死、暴力、虐待等の社会問題が急増しています。



### 2 福祉サービスの「利用制度化」

従来の社会福祉は、限られた者への保護・救済、一部の社会的弱者に対する措置的な社会保障というイメージが強い状況でした。

しかし、これからの社会福祉は、「社会福祉基礎構造改革」により、「措置」から「契約」

へと利用者主体の福祉が目指され、平成 12年度には介護保険制度がスタートし、障害者福祉分野においても平成 15年度から支援費制度が導入されました。これにより、利用者(地域住民)の選択と自己決定を尊重したサービスへと転換が進められています。

また、地域において利用者の自己決定を尊重するためには、サービス基盤の整備をより一層図るとともに、福祉サービスが利用者一人ひとりに対して適切に提供されるよう「権利擁護のしくみ」を充実させることが求められています。

### 3 福祉分野における地方分権の進行

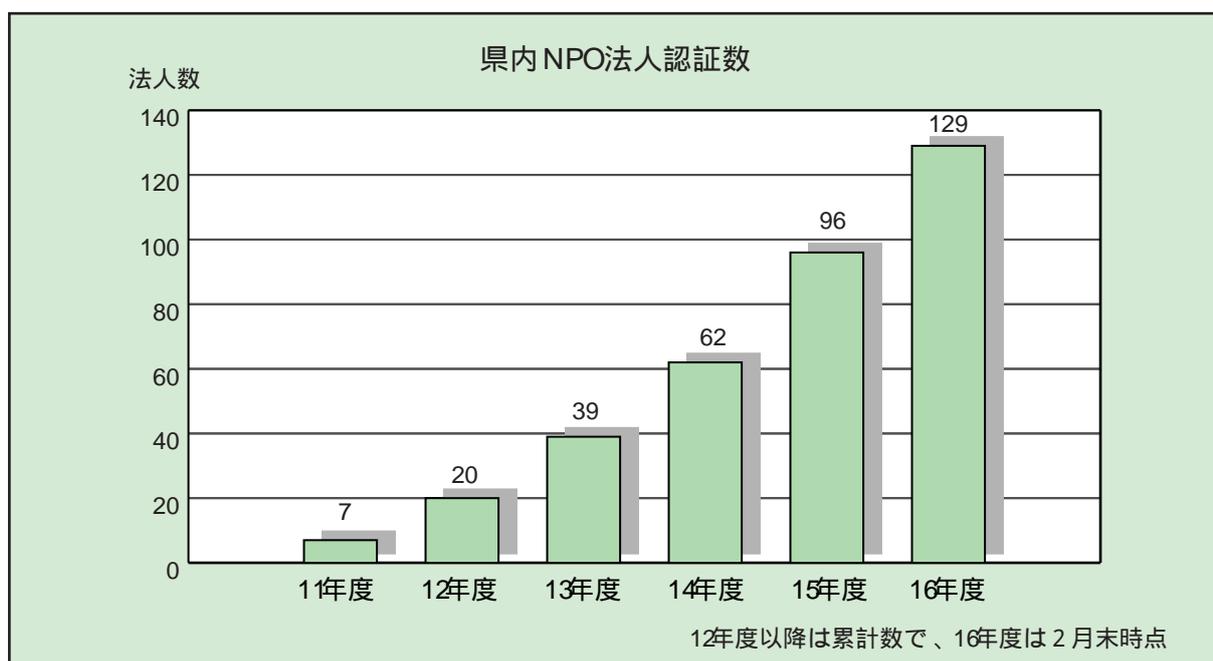
国では、平成 12年 4月に「地方分権一括法」が施行され、国と地方自治体の役割分担を明確化するとともに、地方公共団体の自主性、自立性を高め、個性豊かな地域主体の行政制度へと転換が進められています。

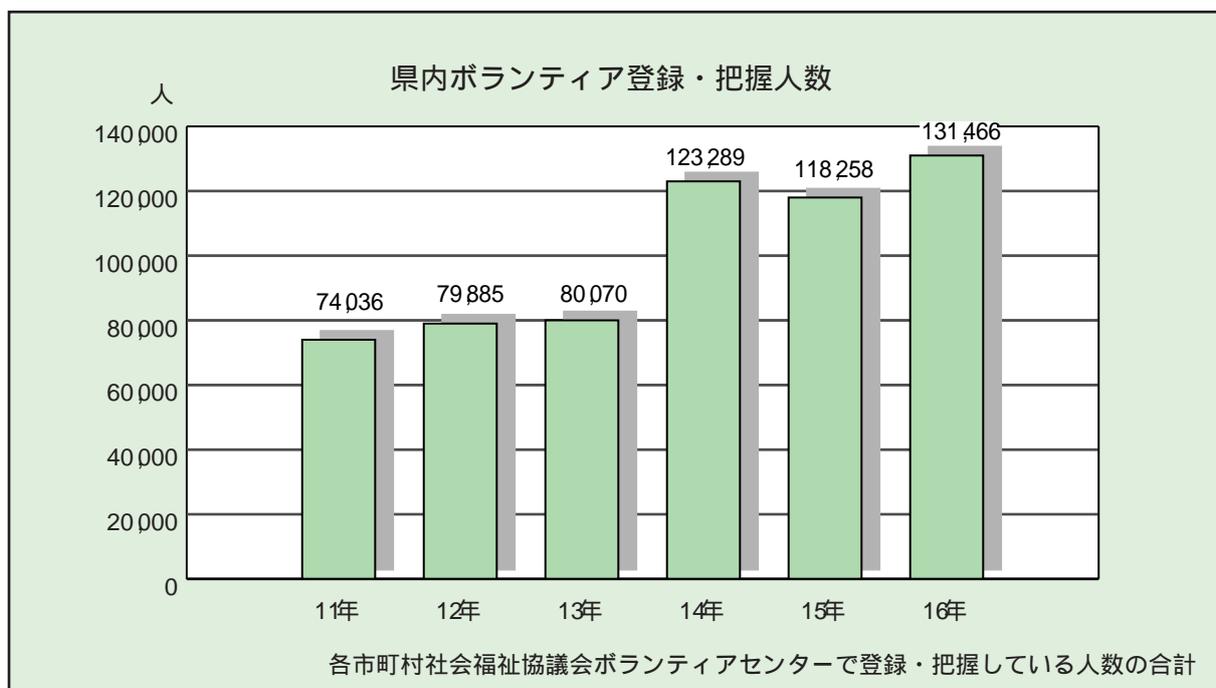
こうした中で市町村合併により自治体の枠組みが変わりつつありますが、「福祉」は地域住民の「生活」と密接に関わるものであり、地域住民に最も身近な行政単位である市町村が中心となって、住民自身の参加によって計画的に作り上げていくことが求められています。

### 4 地域福祉の担い手が多様化

近年、介護保険事業者等の増加やボランティア、NPO等の社会活動への自主的な参加意識が高まり、社会的にも認識が強まっています。そして、地域における福祉活動も活発になり、活動主体も多様化しています。

地域社会で、複雑・多様化した住民ニーズに的確に応え、より効果的なサポート体制を構築するためには、ボランティア、NPO等と行政が協働した新たなネットワークづくり、公民協働による地域福祉活動が必要です。





## 5 総合的なサービス提供体制の確立

今日までの福祉施策は、高齢者・障害者・児童等といった対象者別に取り組まれることが多く、制度の狭間において十分な対応が困難となるケースも見受けられました。

これからは、対象者別の「縦の視点」だけでなく、利用者本位の考えに立ち地域住民から見た「横の視点」を重視し、福祉・保健・医療等の連携体制の強化が求められています。

## 第3章 計画の基本方向

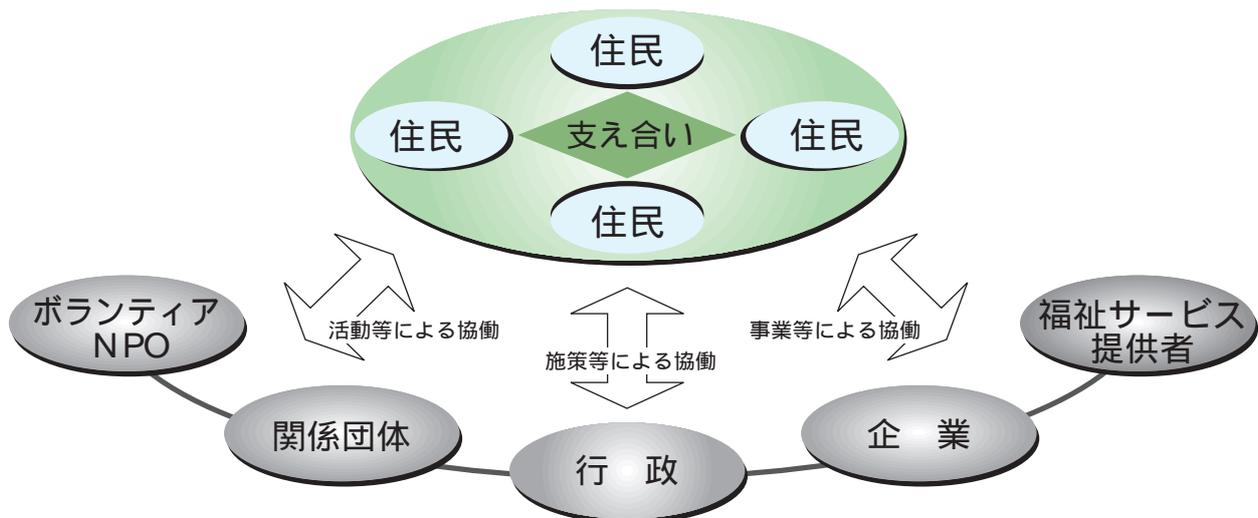
### 1 計画の理念

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障害のある人もない人も、地域におけるすべての人々が人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で人権が尊重され、安心して自分らしい生活が送れるよう、地域住民・福祉サービス提供者・ボランティア・NPO・行政等が協働して、お互いに支え合う地域づくりを進めること。

地域福祉の主役は“地域住民”です。

地域住民、福祉関係事業者、福祉関係活動者、行政等が地域福祉推進の担い手であり住民本位 地域住民が主役 の考えでそれぞれが協働し、「支え合う地域社会」の実現を目指す必要があります。

### 共に生き支え合う地域社会



### 2 計画の目標

少子・高齢化や住民間の相互扶助機能の弱体化等、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、日常生活において様々な課題を抱えている人々が増加する中で、行政としては住民とともに地域の福祉ニーズに対応していく必要があります。

そこで地域に住む住民が相互に助け合い、様々な活動に積極的に参加していくことによって、誰もがその人らしく安心して生活を送ることのできる地域社会をつくること、ますます重要となります。

そのためには、人と人との差異や多様性を認め合い、「個々の課題は地域全体の課題である」という課題の共有化を図り、県民一人ひとりの参画による地域福祉の推進、共に生き『支え合いのふるさとづくり』を目指します。

### 3 計画の推進

#### (1) 推進体制

今後、各市町村において地域住民、地域団体等が明確な目標をもって地域福祉を推進していくために、当該地域の住民が参画し、福祉課題を共有し、合意形成を図りながら作り上げた計画に基づき、“できることから”具体的な活動が始まり、地域住民による新たな地域づくりの輪が広がります。

県においても、今後、地域づくりの輪が確立されていくよう、地域福祉施策の整備、充実に市町村と一体となって取り組みます。

また、県社会福祉協議会、県民生委員児童委員協議会をはじめとする福祉関係団体等と連携を図りながら地域福祉を推進していきます。

#### (2) 計画の役割分担

##### 県の役割

地域住民の一人ひとりが、福祉課題を共有し、共に支え合っていこうとする意識醸成を図るため、県民への地域福祉推進理念の普及・啓発を行います。

また、市町村だけでは対応できない広域的、専門的な福祉サービスを行うとともに、県民が利用しやすいようサービスの提供体制の整備等を進めます。

##### 市町村の役割

住民に最も身近な行政である市町村では、地方分権一括法等により、ますます役割が大きくなっています。

それぞれの地域における特性や福祉ニーズを踏まえ、地域福祉活動の促進やサービス提供体制の整備等を行い、地域福祉を計画的に推進することが期待されます。

##### 住民・民間の役割

社会福祉法において、地域住民、福祉サービス提供者及び福祉活動を行う者は、相互に協力して地域福祉の推進に努めることとされており、地域福祉を推進するうえで、行政とは重要なパートナー関係にあります。

したがって、地域における福祉コミュニティを形成するため、他人を認め互いに支え合うことを基本に、住民、ボランティア、NPO、社会福祉活動団体、福祉サービス提供者等は、それぞれの立場で積極的に福祉活動に参加し事業展開の一役を担うことが望まれます。

#### (3) 進行管理

この計画の円滑な推進を図るため、計画に掲げた施策に係る事業の進捗状況について、定期的に把握し、評価を行うとともに、市町村地域福祉計画の策定状況等を踏まえ、今後、適宜指標を設定するなど、適切な進行管理を行っていきます。

## 第4章 施策の推進方向

### 1 これまでの本県の取組

和歌山県では、平成10年2月に策定した第2次長期総合計画「わかやま21世紀計画」を基本に、共に生きる安心のまちづくりを基本構想とした地域福祉の推進に努めています。

その中で、「ふれあいのまちづくり事業」「県・市町村ボランティアセンター事業」「地域福祉権利擁護事業」等、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が取り組む事業を支援してきたほか、民生委員・児童委員活動の支援、共同募金運動の推進等といった地域福祉施策の実施や、NPO等が活動しやすいような施策を進めてきたところです。

和歌山県長期総合計画「わかやま21世紀計画」 - 抜粋 -  
基本構想 第5章「新時代」を拓く戦略的構想  
第4節「共に生きる安心のまちづくり」

私たちは誰もが人間として尊重され、自分の意志で行動することができ、自分の力で生活できることを望んでいますが、現在でもなお人権侵害が発生したり、障害者が行動面での制約を受けたりすることがあります。

このため、家庭や学校、職場、地域社会などあらゆる場面で、偏見や差別のない社会づくりを進めるとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者や高齢者など誰もが容易に社会参加できる心理的にも物理的にも障壁のない、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、本格的な高齢社会が到来する中で、豊かな知識や経験を持つ高齢者が就業や社会活動の重要な担い手として尊重され活躍し、病気や介護が必要になった場合でも、適切なサービスが受けられる仕組みづくりを推進します。

- ・人権尊重のまちづくり

人権尊重の意識の高揚を図り、差別のない明るい社会をつくるため、人権教育、啓発を推進します。

- ・人にやさしいまちづくり

誰もが自由に出かけられ、円滑に動けるよう住まいの整備や「まち」の中の建物や道路、公園の環境改善を図ります。また、高齢者や障害者に対する理解を深めるため、啓発を進め行政、事業者及び県民が一体となったまちづくりを推進します。

- ・安心して暮らせる社会づくり

高齢者や障害者が、家庭や地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の相互の連携のもとに施設の整備や人材の育成等を図り、適切なサービスが受けられるような体制を整備します。

基本計画 第2章 豊かさを実感できる暮らしづくり  
第2節「地域福祉の推進」

地域福祉の目標は、障害のある人もない人も、お年寄りも若い人も、すべての人が明るく、幸せで、自分のライフスタイルの選択ができ、生きがいを持って住み続けられる地域の形成にあります。

このため、保健・医療分野と連携し、保健・医療・福祉の一元的なサービスを提供できるよう、施設、システム、マンパワー等を整備・充実させ、「子どもが健やかに生まれ育つことのできる社会」「長寿を喜び、健やかで安心して暮らせる社会」「障害のある人もない人も地域で共に生活することができる社会」の実現のため、総合的かつ計画的に地域福祉施策を推進します。

## 2 『支え合いのふるさとづくり』に向けて

社会福祉法に規定された「地域福祉」を、より一層推進するためには、市町村における地域福祉計画づくりを契機とし、計画づくりのプロセスで住民の参加を求め、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などのあらゆる人権問題解決に向けた取組が重要です。

このことから、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合うという視点に立ち、住民の方々に「自分たちの地域が今、どういう状況にあり、どういう課題を抱え、自分たちの福祉をどうしようとするのか」十分に議論していただくことが大切です。

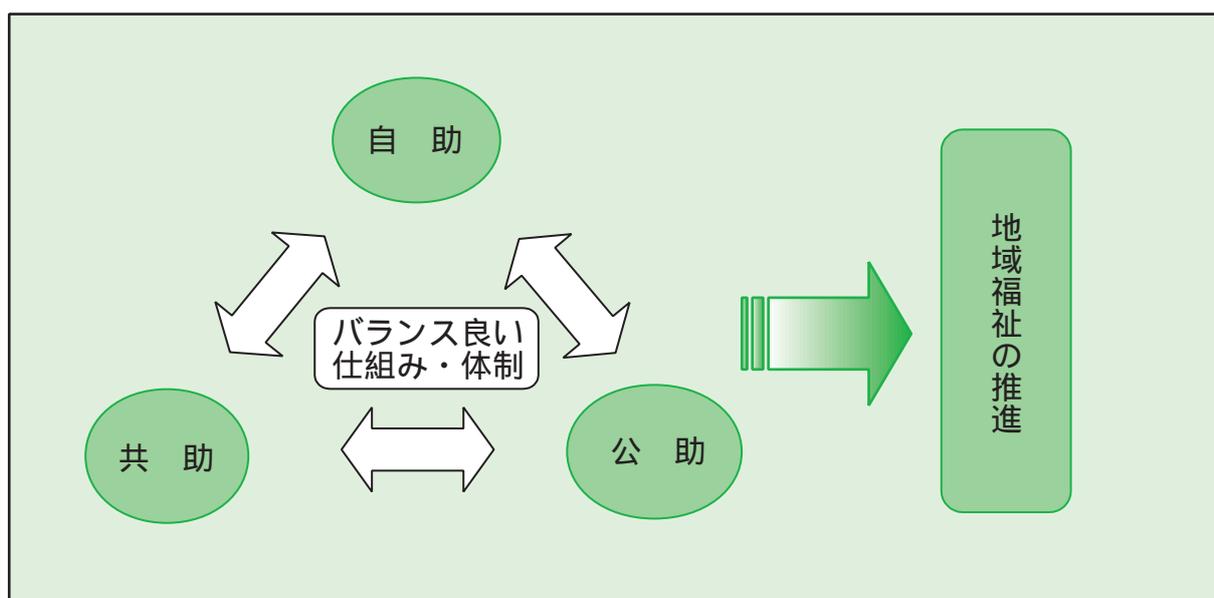
こうしたプロセスを経ることにより、自分たちの生活が家庭や地域に支えられていることを共感し、あわせて地域住民の主体性が醸成され、地域の福祉意識の向上につながるようになります。

また、各市町村における地域ごとのニーズは、地理的特性や社会資源の状況などから多種多様であると考えられるため、その意味からも「地域住民の声を反映した計画づくり」が必要です。

地域福祉計画の策定をきっかけとし、一人ひとりの小さな参加をつなぎ合わせ、地域住民の“つながり”の再構築を図ることこそが、『支え合いのふるさとづくり』に向けた第一歩となるものです。

そして、その第一歩「計画策定の参加」から「地域福祉活動への参加」、さらに「地域社会への参加」へと広がっていくことが地域福祉を進めていくこととなります。

また、福祉においては、自らの努力でなす「自助」、地域等で助け合う「共助」及び行政が提供する公的援助「公助」がありますが、地域福祉推進のためには、社会福祉活動を行う社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と十分連携しながら、「自助」「共助」「公助」がバランスよく働く仕組み、体制であることも必要です。



### 3 施策の基本方策

#### (1) 支え合いの地域基盤づくり

##### ア 市町村・地域における地域福祉の推進

住民同士のつながりを再構築し、「支え合いのふるさと」の実現のために、県民への地域福祉推進のための意識醸成を図るとともに、地域の福祉課題解決に向けた住民参加による様々な福祉活動等が行いやすいよう各種施策を推進していきます。

そして、地域福祉を推進するための手段としての市町村地域福祉計画の策定推進に努めます。

##### イ 社会福祉を担う人材の確保や資質の向上

少子・高齢化や都市化・過疎化により多様化、高度化してきている住民の福祉ニーズに対応するため、社会福祉施設等従事者の人材確保に努めます。

また、利用者本位の満足のいく福祉サービスを提供するため、福祉サービス従事者の資質の向上を図ります。

##### ウ 福祉サービスの適切な利用及び社会福祉事業の健全な発達のための整備

利用者が自らサービス内容や提供者を選択し契約する制度に移行が進んでいる中、この制度の趣旨が十分満たされ、適切なサービス供給ができる体制の整備、促進等に努めます。

そして、利用者処遇及び福祉サービスの質の向上を図るため、社会福祉を目的とした事業の健全な発達を目指して、事業所における施設運営等の指導や評価システム等を整備、促進していきます。

#### (2) 共に支え合う地域社会づくり

##### ア 人権尊重の社会づくり

人権が尊重される社会づくりの基本は、すべての人々が一人ひとり人間としての尊厳が保たれ、重んじられて、個人が個人として生き生きと輝いて生きていく社会をつくることにあります。

一人ひとりが人権を尊重し、また、尊重される豊かな社会づくりを目指します。

##### イ 高齢者参画の社会づくり

本県の長寿社会を考えるうえで、高齢者自身が社会の一員として積極的に地域社会に参画していき、それを地域のみんで支え合う体制づくりを進めます。

##### ウ 地域社会全体で子育てをする環境づくり

少子化社会を迎える中で、次代を担う人材を育成する子育ては、非常に大切であることを認識し、地域社会全体で子育てをする環境づくりを進めます。

## エ 障害者の社会参加環境づくり

障害のある人もない人も、社会の一員として互いに人権を尊重し合い、地域で支え合いながら生き生きと生活できる「共生社会」の実現を目指します。

そのため、障害のある人の能力を最大限に発揮できるよう支援に努めるとともに、障害のある人の「活動」や「参加」を制限している社会環境の改善を図ります。

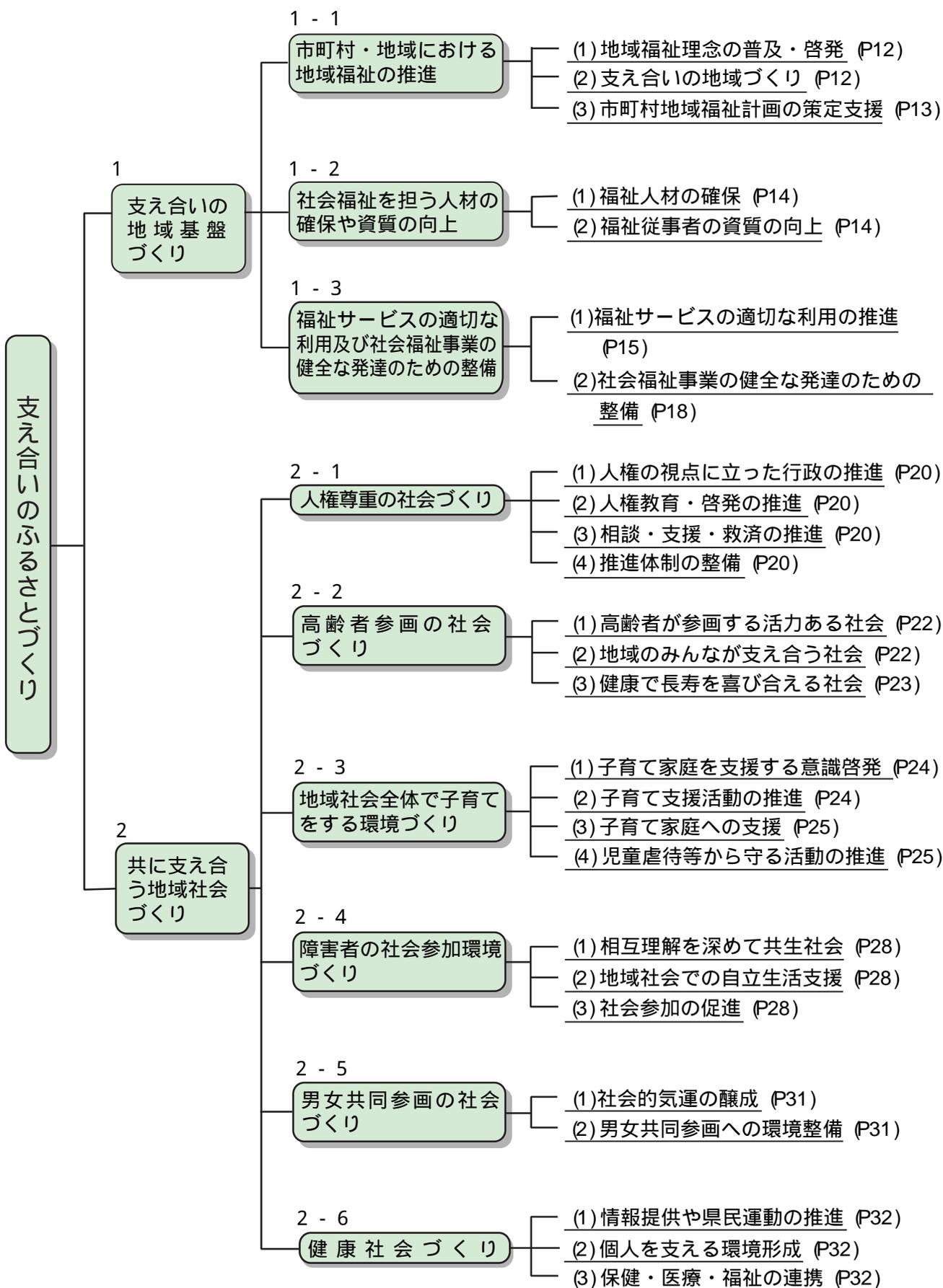
## オ 男女共同参画の社会づくり

社会のあらゆる分野で共同参画できる社会的気運の醸成や社会環境整備等を進めます。

## カ 健康社会づくり

健康は、一人ひとりが充実した日常生活を過ごすための基本条件であり、生活習慣等から見た健康社会づくりを進めます。

# 施策体系



## 第5章 地域福祉推進施策

### 1 支え合いの地域基盤づくり

#### 1 - 1 市町村・地域における地域福祉の推進

##### (1) 地域福祉理念の普及・啓発

市町村や地域において、住民参加・参画による地域福祉が図られるよう、広報誌や県ホームページ等を活用し、広く県民に地域福祉理念等の普及啓発を図るとともに、県民の誰もが福祉サービスの情報を得られるよう整備を行います。

##### (2) 支え合いの地域づくり

###### ア ふれあいのまちづくり

地域住民の参加と市町村や福祉施設、関係機関・団体等との連携のもと、地域に即した創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、小地域を単位としたネットワークづくりを推進します。

###### イ 地域資源の有効活用

地域の課題解決のため、社会福祉施設等の地域資源について、設置目的、事業用途、利用内容を再点検、再評価し、それぞれの地域に合った福祉活動が展開できるよう、市町村等と連携して活動拠点などの有効活用を図っていきます。

###### ウ ボランティア活動の推進

あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備に努め、福祉コミュニティの形成を図ります。特に、次代を担う子どもたちに、体験・交流を通して共助の意識醸成を図ります。

そして、地域での活動において住民参加を進めていくためのリーダー的役割を担う人材の育成にも努めます。

###### エ NPO活動の推進

住民が自発的に組織として公共サービスを提供するNPOは、地域に密着した活動を行っています。

地域におけるNPOの活動が活性化し連携を深めることができるよう、県民や活動組織等への普及啓発、情報提供を行うとともに、学習・研修機会の提供などの支援に努めます。

また、地域住民の暮らしに密着した福祉活動の充実に、NPOと協働して取り組んでいきます。

### オ 社会福祉協議会への支援

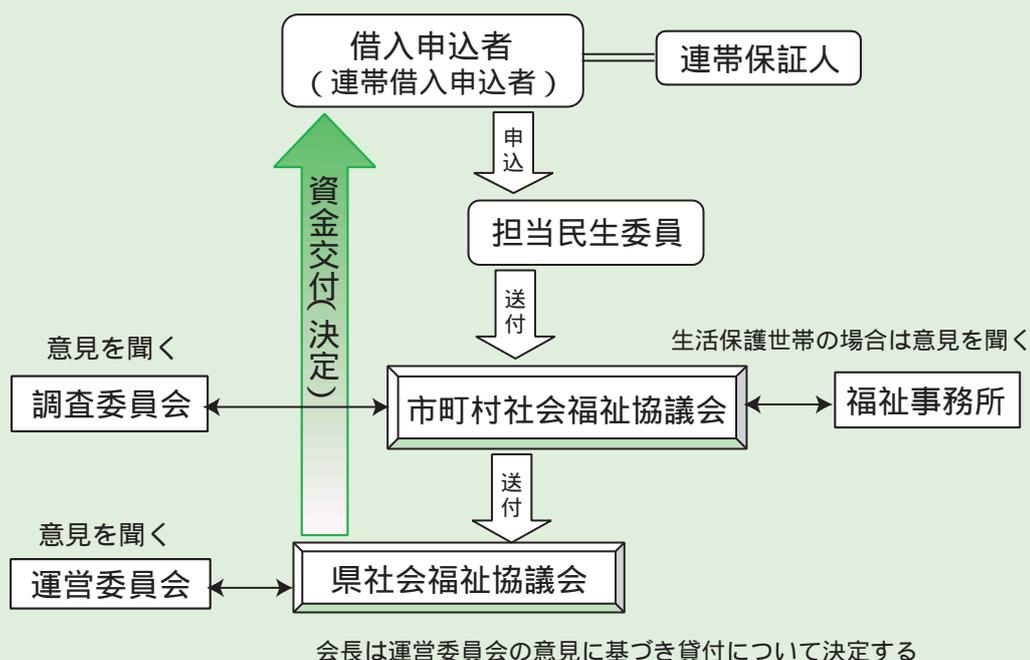
市町村における地域福祉を推進する中核団体として、地域住民などの参画を得ながら、地域の実情に応じた活動を行う市町村社会福祉協議会に対して、地域福祉を総合的に推進する和歌山県社会福祉協議会を通じて支援を行っていきます。

### カ 低所得者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進

収入が少なく、必要な資金融資が他から受けることが困難な世帯や、身体障害者・知的障害者・精神障害者のいる世帯、介護を要する高齢者のいる世帯及び失業者世帯に資金を貸し付けることで、世帯の経済的自立を図るとともに、在宅福祉の推進と社会参加の促進を図り、地域社会での安定した生活を進めます。

## 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金・申込から資金交付までの流れ



### (3) 市町村地域福祉計画の策定支援

第6章参照

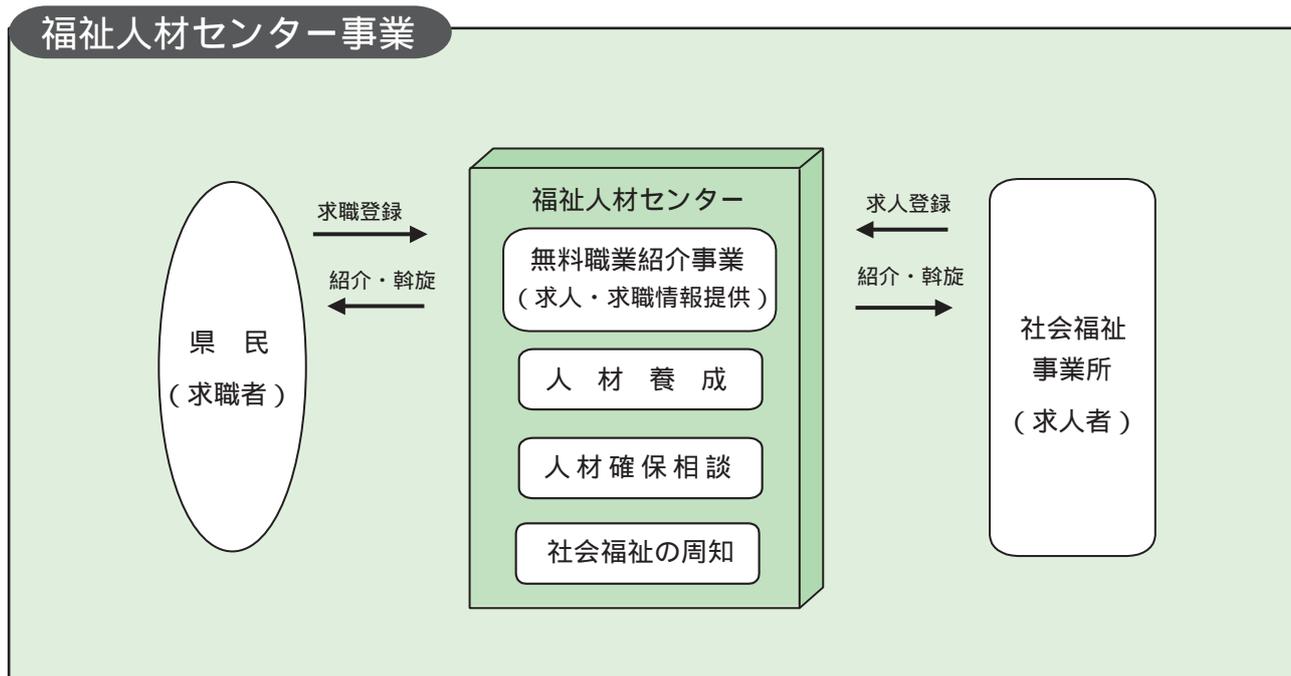
市町村地域福祉計画の策定に向け、先進自治体の情報提供をはじめ、技術的支援等を行い計画策定の推進を図ります。

## 1 - 2 社会福祉を担う人材の確保や資質の向上

### (1) 福祉人材の確保

県民の福祉ニーズに対応した適切なサービス提供をするため、福祉人材の育成及び就業の援助を行うとともに、人材確保に係わる社会福祉事業経営者への相談に応じ、必要な援助を行います。

また、福祉の仕事に関する理解の普及と、就業の促進を図るため、福祉職場への就職のための情報提供や知識習得等を目的に、福祉人材養成等を実施します。



### (2) 福祉従事者の資質の向上

社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修を行う和歌山県社会福祉協議会や福祉関係等の養成機関・施設や関係団体と連携して福祉職場の従事者に対して時々テーマにそった研修等を行い、多様・高度化している福祉サービスに、利用者本位の視点に立って対応できるよう従事者の資質の向上を図ります。

【参考データ】

職種別福祉資格者の推移

(単位：人)

	社会福祉士	介護福祉士	介護支援専門員	訪問介護員 1 級	訪問介護員 2 級	訪問介護員 3 級
平成 10年度	93	1,284		340	1,540	3,243
平成 11年度	128	1,657		395	3,851	4,885
平成 12年度	161	2,222	2,079	437	8,164	5,709
平成 13年度	197	2,773	2,375	549	10,444	6,066
平成 14年度	250	3,206	2,664	744	14,359	6,255
平成 15年度	312	3,700	2,990	921	19,585	6,463

平成 10年度数値は、それまでの登録者数等の合計  
 平成 11年度以降は、各年度の登録者数の単純累計  
 訪問介護員は、養成研修終了者数  
 介護支援専門員の平成 12年度数値は、平成 10、11年度を含む

1 - 3 福祉サービスの適切な利用及び社会福祉事業の健全な発達のための整備

(1) 福祉サービスの適切な利用の推進

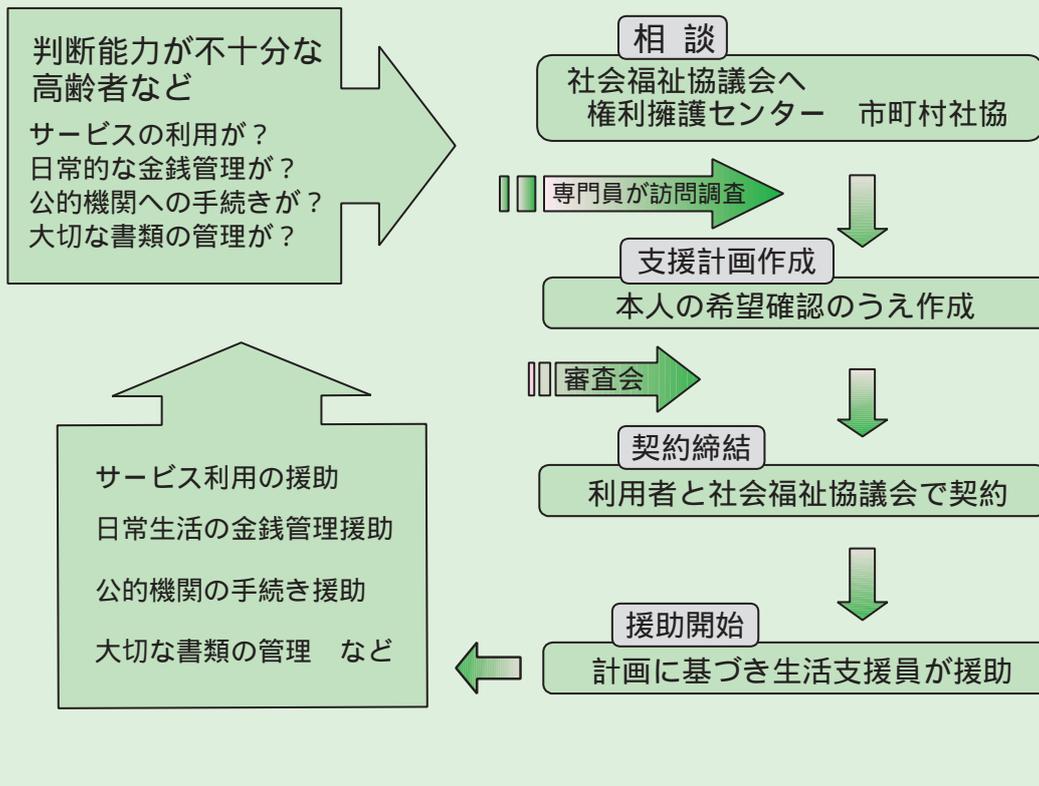
ア 利用者の権利擁護

福祉サービスが利用制度へと移行する中で、判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、自分に適したサービスの情報を得たり選択をして安心して生活が送れるよう、関係機関等と連携して福祉サービスの適切な利用援助を行う、地域福祉権利擁護事業の推進に努めます。

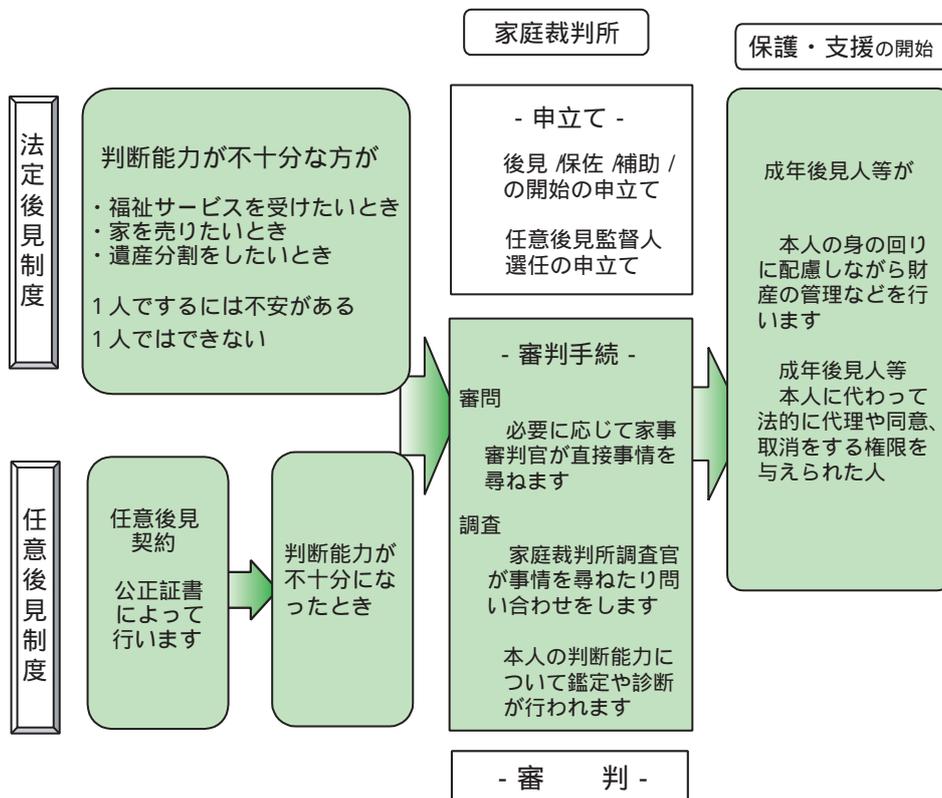
なお、地域福祉権利擁護事業で扱えない事象などは、成年後見制度の活用等により利用者の権利擁護を進めます。

また、地域福祉権利擁護事業を必要とする住民が、適切に利用できるよう関係機関、団体等への周知を行います。

## 地域福祉権利擁護事業



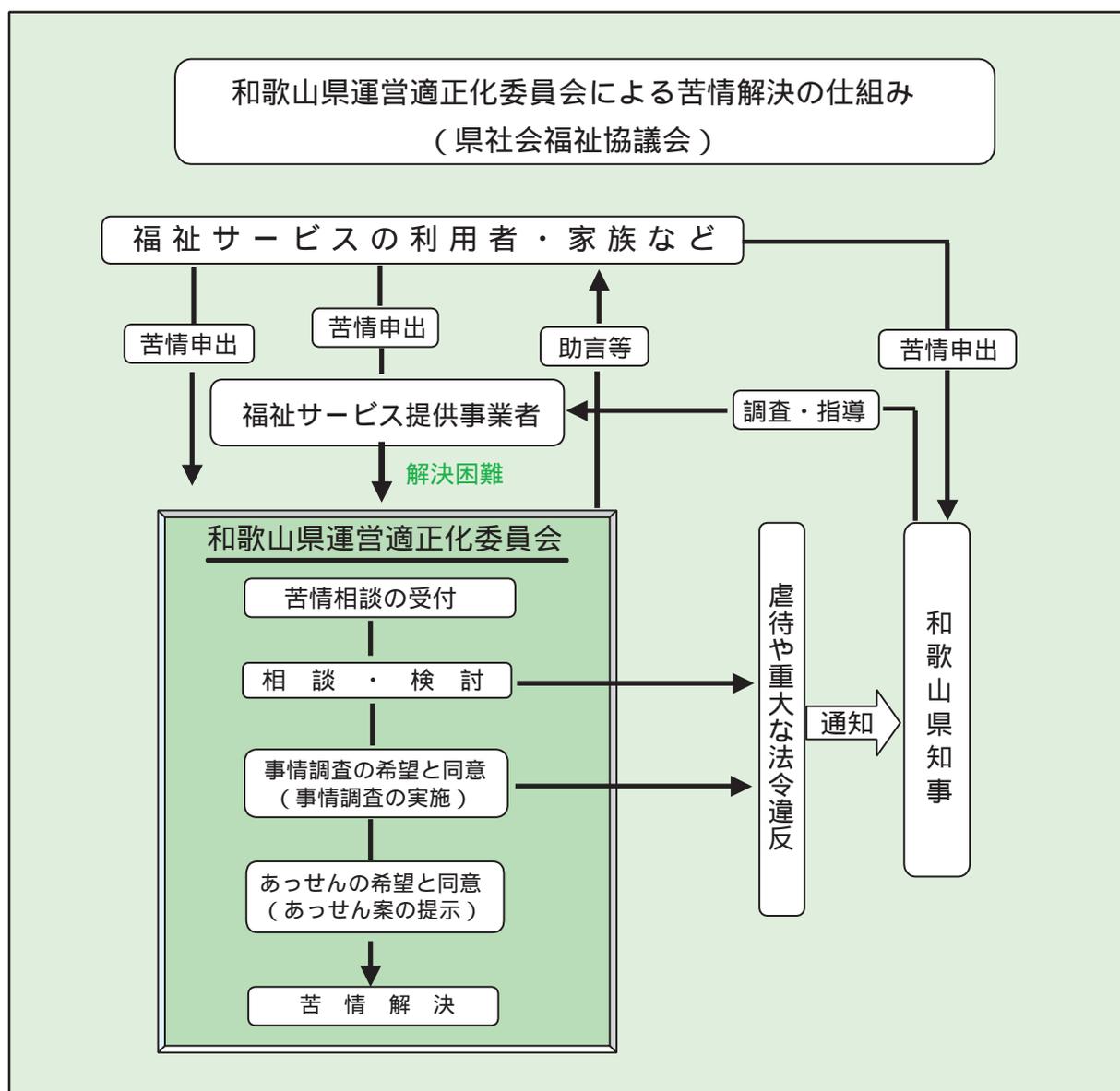
## 成年後見制度



## イ 苦情解決の仕組みの整備・充実

福祉サービスの利用によって発生する苦情は、サービス提供者と利用者が対等な立場で双方間で解決することが望めますが、利用者は情報や専門知識が不足がちになる場合があります。

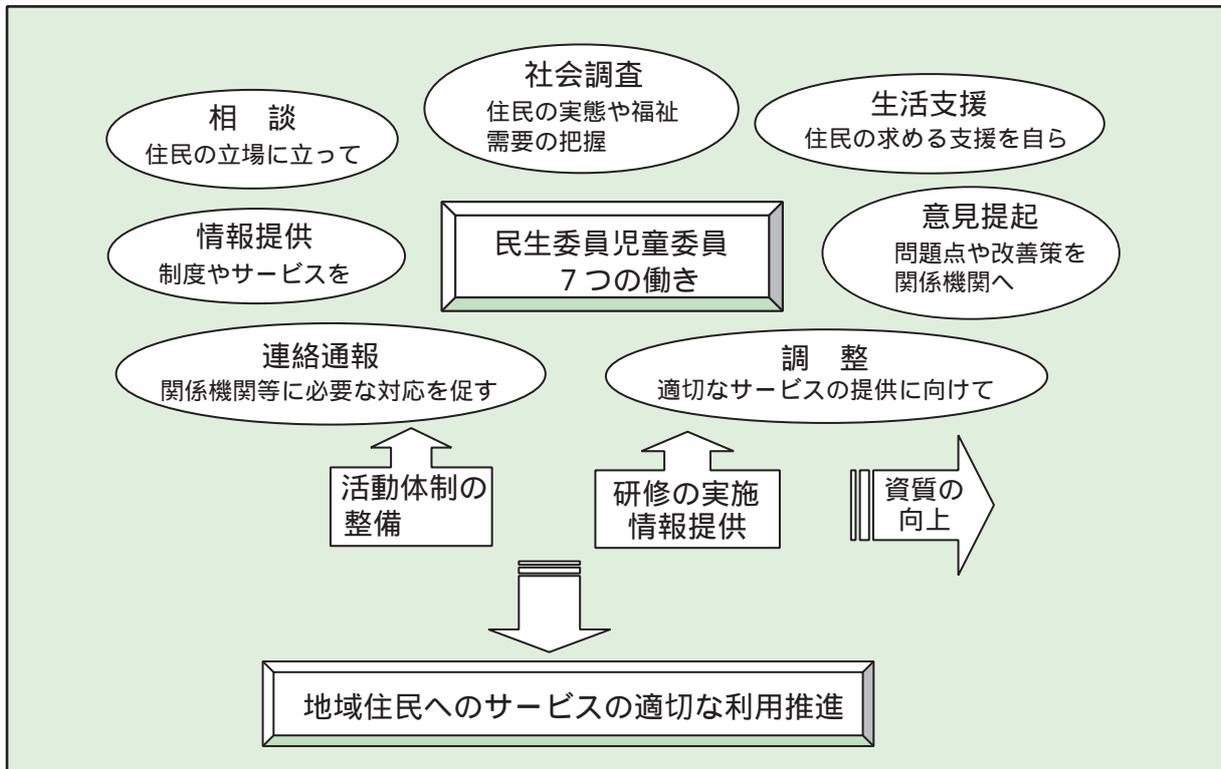
そこで、苦情への適切な対応により、利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策などを講じ、利用者個人の権利を擁護するとともに利用者が福祉サービスを適切に利用することができるよう、仕組みの整備・充実に努めます。



## ウ 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員活動は、一定の地域社会(担当区域)を基盤としていること(地域性)、自らも地域住民の一員で、住民に最も身近なところで住民の立場に立った活動を行うこと(住民性)が大きな特徴であり、児童福祉に関することを担当する主任児童委員の活動とあわせて、今後も地域福祉活動の担い手として期待が寄せられています。

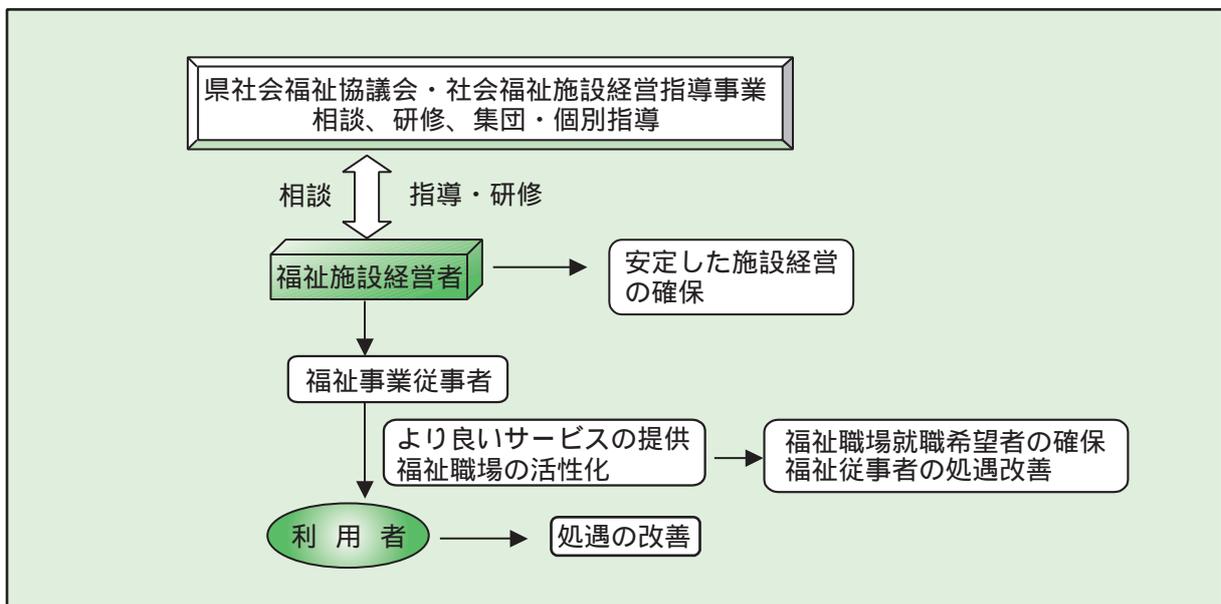
このことから、民生委員・児童委員への研修や情報提供等による資質の向上や活動しやすい環境づくりを行うことにより、地域住民へのサービスの適切な利用推進を図ります。



## (2) 社会福祉事業の健全な発達のための整備

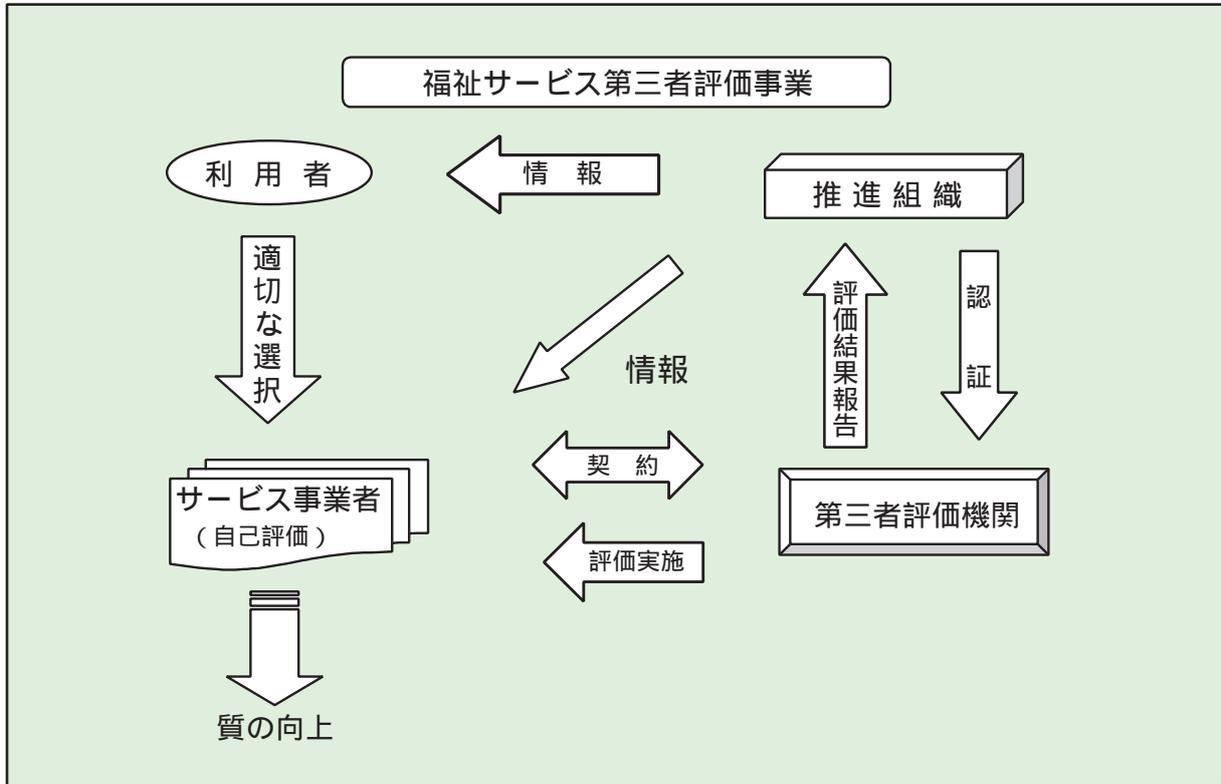
### ア 社会福祉施設経営指導

福祉サービス利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう、また、制度の導入や変更時に十分対応できるよう、福祉サービス提供者である社会福祉法人や社会福祉施設に対し、施設運営の効率化や近代化を図るため、専門家による指導・援助や研修等を行います。



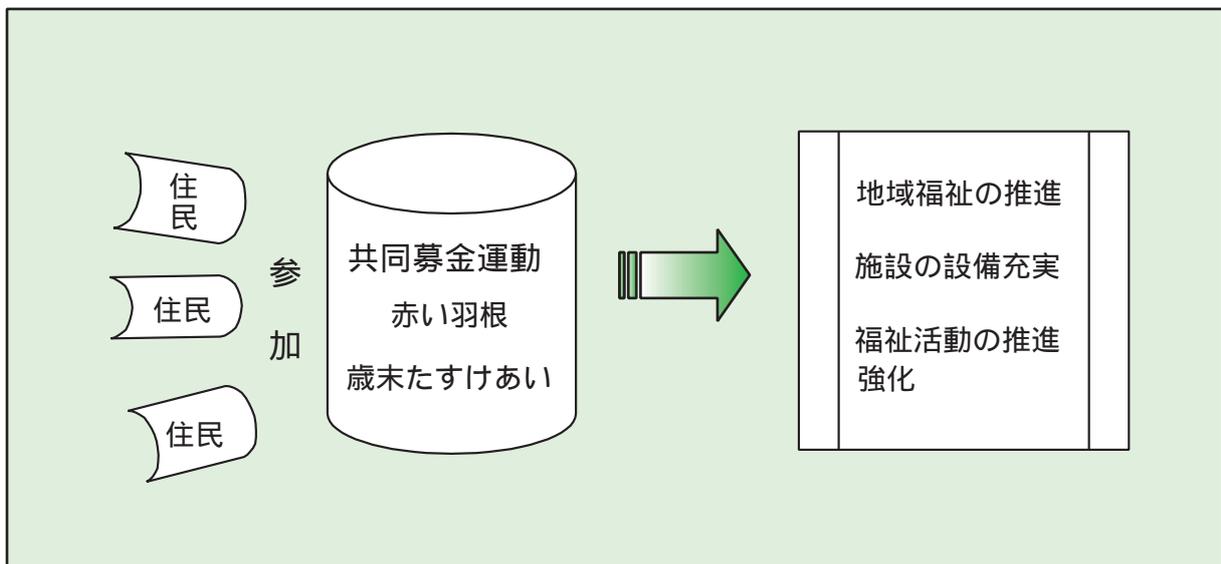
## イ 福祉サービスの評価・点検

サービス利用者が自らにふさわしい質の高いサービスを望む中、事業者は、より水準の高い信頼されるサービスの提供に努める必要があり、利用者本位の福祉を実現するため「福祉サービス第三者評価事業」や「介護サービス情報の公表」への取組を推進し、利用者の適切なサービスの選択を支援します。



## ウ 共同募金運動の推進

募金活動により幅広い住民から福祉の精神の賛同を経て、地域福祉活動や福祉施設・設備の充実が図られるよう、住民等の自発的な協力を基礎に共同募金運動を推進します。



## 2 共に支え合う地域社会づくり

### 2 - 1 人権尊重の社会づくり

地域福祉を推進していくうえで、基本となるのは「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点で、和歌山県人権施策基本方針の趣旨に基づき、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などのあらゆる人権問題解決に向けた取組が重要です。

社会福祉法（第4条）でも、「人と人の差異や多様性を認め合い、誰も排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）」を中心的な概念としています。

地域で様々な課題を抱えている人が増加する中で、その存在を認識し、同じ社会の構成員としてお互いの人権を尊重し、支え合えることができる社会づくりを進めます。

そして、すべての人が人権尊重の精神や人権感覚を身につけ、これらが共通の行動基準として日常生活のあらゆる言動に自然に現れるよう、社会的な環境や条件の整備を推進します。

#### （1）人権の視点に立った行政の推進

県が行うすべての業務は、あらゆる分野で人権と関わっており、常に人権の尊重を念頭に置きつつ行われるよう、全庁的な取組を総合的に推進します。

#### （2）人権教育・啓発の推進

県民一人ひとりが人権を自らの問題として捉え、共に生きることの重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるため、家庭・学校・地域社会・職域等、あらゆる場と機会を通じた総合的な教育・啓発活動のより一層の充実を図ります。

#### （3）相談・支援・救済の推進

人権に関する相談が多様化・複雑化する中で、県民が戸惑うことなく速やかに相談できるよう、相談・支援機関の情報を提供するとともに、市町村、関係機関、NPO等と相互連携・協力を図りながら相談機能の充実を図ります。

また、人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと市町村や関係機関と連携して、加害者への啓発や話し合いへの仲介、あるいは被害者への助言や情報提供を行い、救済の一翼を担います。

#### （4）推進体制の整備

ア 人権行政を県政の重要な柱と位置付け、全庁的な推進組織の設置等により総合的に施策の推進を図ります。

イ 人権教育・啓発活動を総合的に行う拠点としての和歌山県人権啓発センターにおいて、組織の機能強化に努めるとともに、総合的な情報発信を行いながら、人権啓発指導者養成や、人権教育・啓発に関する教材や資料の作成等、より一層の充実を図ります。

ウ 人権施策の実施については、国、県、市町村がそれぞれの特性に応じた役割分担のもと、連携を図りながら効果的に推進します。

エ 表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには地域住民の協力が不可欠です。また、企業、NPO、ボランティア団体等が行う人権に関わる広範な活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権問題解決に向けて大変重要なものです。

このことから、今後さらに県民や企業、NPO、ボランティア団体等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援等の取組を推進します。

## 主な事業

### 「人権啓発」

人権週間期間中に啓発活動として、様々な人権に関わる講演会の開催やラジオ・テレビスポット等による広報、さらには、県広報誌「県民の友特集号」による啓発を行います。

### 「人権尊重の社会づくり推進」

NPO等の民間団体が主体となって行う多様な人権啓発活動や、住民に最も近い市町村が実施する啓発事業等に対する支援を行います。

### 「人権啓発推進」

情報発信基地としての和歌山県人権啓発センターにおいて、学びの場としてのワークショップ講座や人権セミナーを開催します。

また、考えるきっかけと素材の提供として、作文やポスター募集、イベント等を実施するとともに、NPO等民間団体との連携を形成していきます。

### 「人権相談」

人権という視点からの様々な相談に対し、耳を傾け、問題点を整理し、相談者に対し必要な助言を行います。

また、弁護士による法律的側面からの助言も行います。

## 2 - 2 高齢者参画の社会づくり

我が国の高齢化は、急速に進んでいます。特に本県は、全国に先行する形で本格的な高齢化社会を迎えていて、平成16年には高齢化率が22.8%となり、県民の5人に1人以上が高齢者となっています。

また、今世紀の半ばには、3人に1人が高齢世代という高齢社会を迎えることが予測されています。

こういった中で、年齢にかかわらず社会を構成する一員として、その能力を発揮していただき、安全で快適に生活を営むことができるような地域づくりを進めます。

## (1) 高齢者が参画する活力ある社会

明るく豊かな和歌山県の長寿社会を考えるうえで、高齢者自身が積極的に社会に参画し、社会の一員として誇りを持って役割を果たしていくことのできる仕組みが大切です。

高齢者の生きがいや自己実現、生涯学習の支援、地域社会活動の促進等、総合的な社会参加施策を推進します。

### 高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援

活気に満ちた長寿社会を築くためには、高齢者自らの知識と経験を活かした積極的な社会参加が不可欠です。高齢者のボランティア参加等の生きがいと社会参加活動を積極的に支援します。

## 主な事業

### 「喜びの国づくり推進」

高齢者を地域貢献型のシニアリーダーとして養成する「いきいきシニアリーダーカレッジ」をはじめ、高齢者の「学ぶ喜び」「働く喜び」「役立つ喜び」などとともに感受できる施策を推進します。

### 「シニアマイスター登録活用」

優れた技能等を有する高齢者をシニアマイスターに認定・登録し、そのボランティア活動を支援します。

### 「社会活動振興・指導者等育成」

地域において老人クラブが行う3大運動（社会奉仕活動、健康を進める運動、友愛活動）や調査研究、啓発活動、研修等の各種事業を促進します。

## (2) 地域のみんが支え合う社会

多くの方が、たとえ介護や支援が必要となっても、地域で安心して暮らし続けたいと望んでいます。これからの長寿社会においては、高齢者の自助と、それを支える行政の公助と共に支え合う地域の共助が必要です。

そのため、専門機関による専門ケアと住民の自主的な取組を含めた地域のみんが支え合う体制づくりを進めます。

### 地域ケア体制の構築と住民の自主活動やボランティアによる取組の促進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケア専門機関によるネットワーク体制づくりと地域住民やボランティアの自主的な活動を促進する必要があります。また、認知症高齢者対策についても地域全体の取組が必要です。

## 主な事業

### 「高齢者地域ケアネットワーク」

高齢者の虐待や認知症高齢者等の介護の課題に対応するため、総合的なマネジメント体制や関係機関のネットワーク等の構築を図ります。

### (3) 健康で長寿を喜び合える社会

高齢者にとっては、健康で生き生きとした生活を送れることを何よりも希望するところです。健康な高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、また要支援・要介護者がそれ以上状態が進行しないよう、高齢者の健康づくりと自立を支援し、介護予防という観点から、老人保健事業の充実、日常生活の支援、施設の充実等を推進します。

#### 生涯にわたる健康づくり、総合的な介護予防・生活支援対策の推進

介護を要する状態になったり、状態が今より悪化することなく元気な高齢期を送ることができるよう介護予防を目的とした幅広い施策を推進します。

### 主な事業

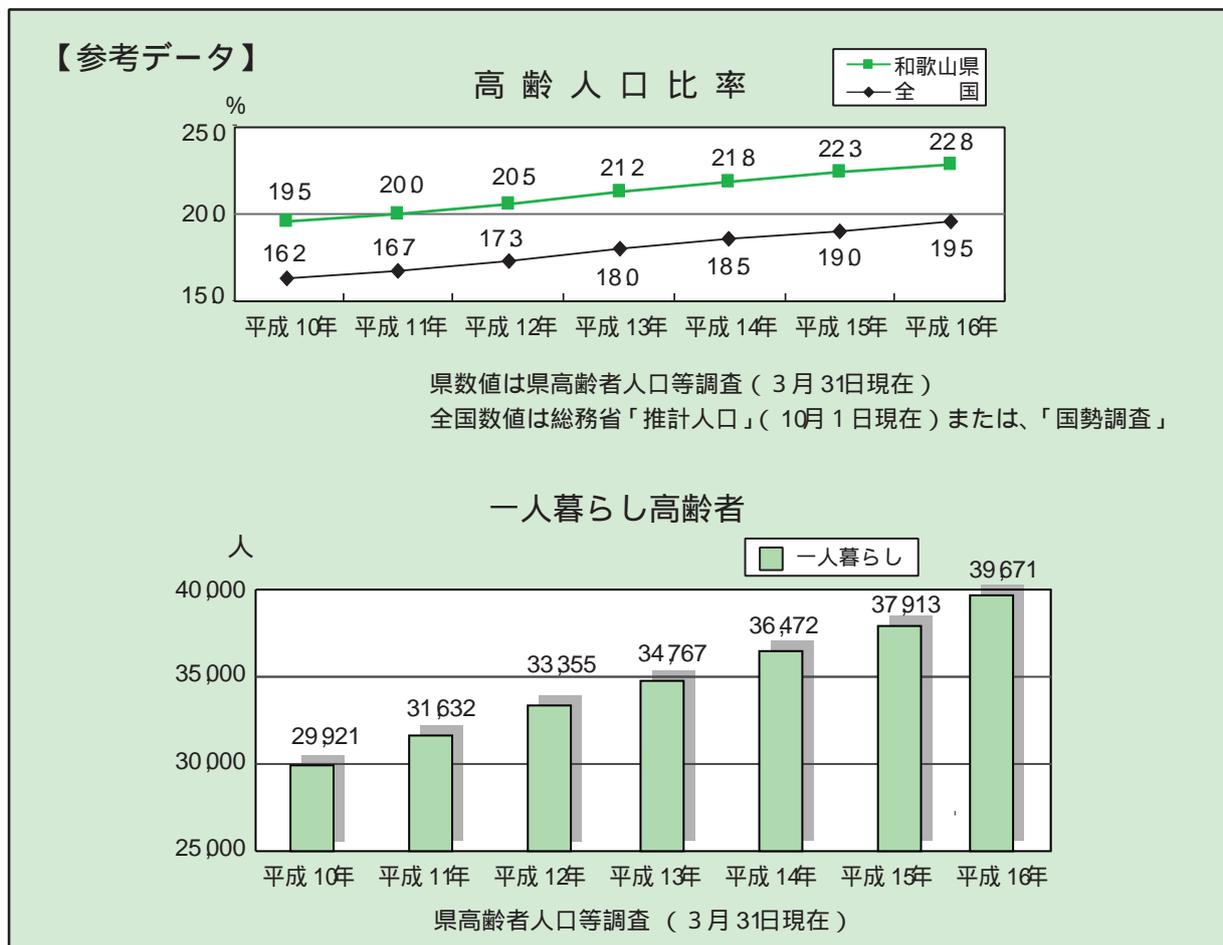
#### 「在宅高齢者総合支援」

介護予防・生きがい活動・家族介護などの支援や健康・生きがいづくりなどを総合的に推進します。

市町村事業：介護予防・地域支え合い事業

県実施事業：高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業

地域における介護予防の推進事業



## 2 - 3 地域社会全体で子育てをする環境づくり

本県の出生率は1998年以降死亡率を下回っていて、平成15年の合計特殊出生率は1.32で、全国平均の1.29を上回っているものの人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）2.08にはほど遠い状況にあります。

また、少子化や核家族化の進行により地域における交流が少なくなり、育児不安や子育てに関する悩みを抱える家庭が多くなり、乳幼児や学童に対する虐待等の問題が急増しています。

このようなことから少子社会にあっても、将来にわたり本県が活力を維持する社会となることを目指し、「少子化に伴う影響への対策」、「少子化の中で子どもが健全に成長していくための対策」、「子どもを生き育てやすい環境づくり対策」により、地域社会全体で少子化対策を推進していくための基盤づくりを進めます。

### （1）子育て家庭を支援する意識啓発

地域の育児力（地域で住民がお互いに子育てをする力）が低下している中、子育ての基本は家庭にあることを前提としながら、職場や地域全体で子育て家庭を支援し、子どもが健全に成長する環境づくりを進めます。

そのために、子育ては次代を担う人材を育成する行為であり、非常に大切であることを社会全体で認識し、社会全体で子育てをするための意識啓発を行います。

### （2）子育て支援活動の推進

行政は、子育て支援の推進のため、住民が自ら考え行動するボランティア・NPOと協働・連携し、その成長を促進していく必要があり、公共施設等での子育て親子のつどいの場の提供や、子育てサークルの側面支援等、親子が交流し意見交換等が行われるよう促進することが重要です。

また、地域の高齢者も進んで子育てに参加し、地域全体が子育てを介した交流を深めていくよう施策を推進します。

地域全体で子育てに関わっていくことは、子育て家庭に対する支援となるとともに、その地域の活性化を図る対策でもあります。

## 主な事業

### 「つどいの広場」

市町村が実施する、主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が、打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流し、子育ての相談に応じる「つどいの広場」事業を推進します。

### 「地域子育て支援センター」

子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施するため、市町村が設置・運営する「地域子育て支援センター」事業を推進します。

### (3) 子育て家庭への支援

子育てについての悩みや不安を持ち、孤立感やストレスを感じている親が増えているため、気軽に相談に乗ったり、親が自信を持てるようにアドバイスを行える人材育成や相談体制づくりを進めます。

また、子どもが健全に成長するための交流活動を推進していくことも重要で異年齢の集団で行動する機会等を増やし、社会性を学べるような施策を推進するとともに、子ども自身がボランティアや社会体験などで地域福祉に貢献する機会の提供に努めます。

## 主な事業

### 「子どもと家庭のテレフォン 110番（073-447-1152）」

電話相談員が不登校、いじめ、虐待等、子どもや保護者等家庭からの相談を受け、虐待の未然防止や児童の健全育成を図ります。

### 「育児支援家庭訪問」

市町村が、児童虐待等の未然防止を目的に、出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、保育士・保健師・子育てOBによる家庭訪問を実施し、育児・家事の援助や具体的な育児に関する技術指導を行い、個々の家庭の抱える問題の解決や軽減を図る「育児支援家庭訪問」事業を推進します。

育児支援が必要な家庭の把握、子育て支援メニューの組み立て、訪問養育支援を継続的に実施（市町村）

### 「家庭支援体制緊急整備促進」

不登校などの状態にある児童とその家族に対して、総合的な援助を行います。

また、児童相談所等関係機関・施設と地域住民等が連携し、地域ぐるみで家庭支援を実施します。

#### ふれあい心の友訪問援助事業の実施

不登校児に対して年齢の近い大学生等メンタルフレンドを派遣し、児童の心の安定・支援を図り、社会参加を促します。

#### ひきこもり・不登校児等グループワークの実施

集団活動を体験させ、対人関係への自信と満足感を与えることで社会参加へのきっかけをつくります。

#### 子育て地域支援活動者養成講座の実施

民生委員・児童委員、主任児童委員、学校関係者等を対象に児童虐待に関する研修会を実施、研修終了者を地域協力員として登録し、児童虐待の発見と通告の役割を担っていただきます。

### (4) 児童虐待等から守る活動の推進

近年、児童虐待の問題が深刻化しており、地域で行政や関係機関と住民が連携して、児童虐待の未然防止、早期発見に努め、ネットワーク体制づくりや要保護児童の支援の充実を図ります。

子どもが非行や犯罪に走らない防止体制を強化し健全育成環境に努める一方、子どもを狙った犯罪から守っていく環境づくりを地域が連携して進めていくことが重要で、犯罪等にあったときの緊急避難先の確保等、関係機関と地域が連携する体制づくりの充実を図ります。

## 主な事業

### 「児童相談所運営管理事業」

児童虐待対応の中核機関である児童相談所（子ども・障害者相談センター、紀南児童相談所）では、急増する児童虐待相談に対応するために、児童福祉司等の専門職員の増員や児童精神科医による「子どもメンタルクリニック」の開設、法的問題に対応する児童福祉専門の弁護士の配置等、児童相談体制の充実に努め、児童虐待対応機能の向上を図ります。

### 「児童虐待防止ネットワーク事業」

児童虐待の未然防止・早期発見や被虐待児及び家庭のケアにいたるまできめ細かい対応に努めるため、保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関及び団体から構成するネットワークを設置し、子どもの権利擁護を促進し、より効果的な対応を実現します。

市町村児童虐待防止ネットワークの設置推進

児童虐待防止ネットワーク推進員の配置

### 「児童虐待等対応機能強化事業」

複雑化する児童虐待等の問題に対応するため、里親をはじめとする児童養護施設等や地域の子育て支援機能の強化を図ります。

専門里親の養成研修

養護児童等自立促進事業

育児不安サポート事業

### 「ふれあい地域の声かけ運動」

地域が一体となった非行防止活動の一環として、「ふれあい地域の声かけ運動」を推進します。

### 「青少年健全育成条例施行事業」

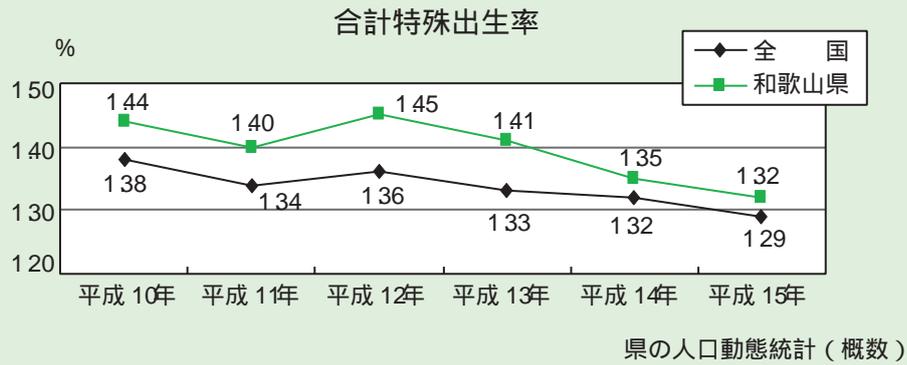
有害図書、器具類の指定等による環境浄化活動や優良映画の推奨による人権尊重意識の涵養、さらには、ゲームセンター等への立ち入り調査を実施し、健全育成環境の整備を行います。

### 「非行防止、健全育成の県民運動」

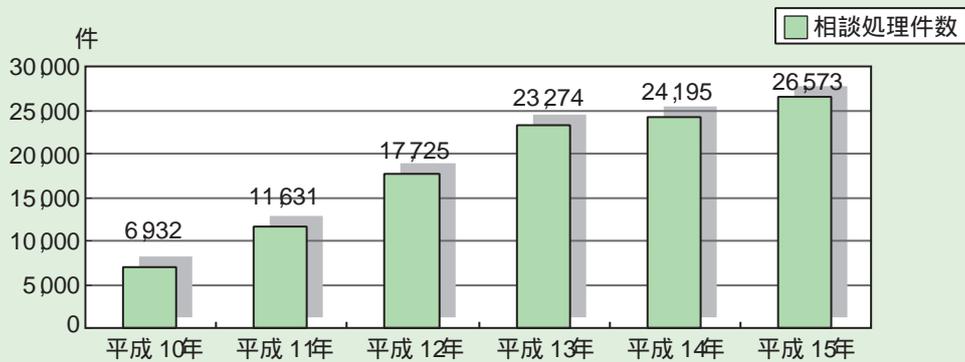
夏季に多発する青少年の非行及び水の事故・交通事故の防止を図るため青少年が明るく・正しく・たくましく育つよう、県内全域にわたり幅広く「夏の子どもを守る運動」を展開します。

また、11月を「青少年健全育成強調月間」とし、広く県民の健全育成と非行防止の意識の高揚を図ります。

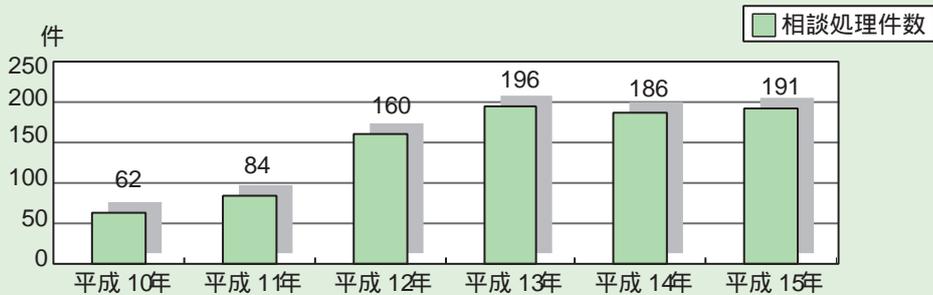
【参考データ】



全国児童相談所での虐待に関する相談処理件数



県内児童相談所での虐待に関する相談処理件数



## 2 - 4 障害者の社会参加環境づくり

障害のある人は年々増加傾向にあります。また、高齢化や重度化等により障害のある人のニーズも高度化、多様化しています。

このような中で、障害のある人が、地域社会で安心して生活が送れるよう、在宅の生活を支援するための施策やサービス提供体制の充実に努めます。

また、これらの施策を進めるうえで、障害のある人の権利を擁護する制度の確立はもち

ろんのこと、障害のある人やその家族に対して、県民一人ひとりが自立や社会参加についての理解が深められるよう取り組んでいきます。

#### (1) 相互理解を深めて共生社会

交流や啓発などを通して、障害のある人もない人も相互に理解を深め、すべての県民が等しく参加、参画できる共生社会の実現に向けた施策を推進します。

障害や障害のある人に対して広く県民の理解が深められるよう、広報媒体等を活用した啓発・広報活動を推進するとともに、日常生活や各種行事あるいはボランティア活動等を通じて、障害のある人との交流の機会を広げる取組を進めます。

### 主な事業

#### 「福祉のまちづくり推進」

「障害者週間」(12月3日～9日)の期間を中心に広報活動や各種啓発事業を展開するなど、障害や障害のある人に対して広く県民の理解を深めます。

#### (2) 地域社会での自立生活支援

障害のある人が自らの生活を自己選択・自己決定する主体性を確立するため利用者本位の支援を充実するとともに、地域社会での自立生活を支援するため地域生活サービスの充実やニーズに対応した相談・支援体制を整備します。

障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、生活の場となるグループホーム等の整備を進めるとともにホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅サービスの充実を図ります。

また、地域で生活する障害のある人、一人ひとりの多様なニーズに対応するため、障害者ケアマネジメント実施体制の整備等、身近な相談支援体制の構築を図ります。

### 主な事業

#### 「居宅支援サービス」

身体介護、家事援助、移動介護等を必要とする障害児者に、ホームヘルパー及びガイドヘルパーを派遣する居宅支援サービスの充実を図ります。

#### 「精神障害者在宅福祉推進」

精神障害者の社会復帰及び自立の促進を図るため、市町村が行う精神障害者居宅生活支援事業(ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム)の充実を図るとともに、グループホームを運営しようとする事業者に対し開設等に要する経費の一部を補助し、障害者グループホームの整備を促進します。

#### 「障害者グループホーム運営補助」

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、また、入所施設等から地域における生活への円滑な移行を支援するため、グループホームの充実を図ります。

#### (3) 社会参加の促進

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去すると

ともに、社会の一員として責任を分担し、その能力を最大限に発揮できる社会づくりを目指します。

ア 社会参加を促進するため、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援等の施策の取組を進めます。

## 主な事業

### 「障害者社会参加促進」

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、様々な障害のある人が社会の構成員として地域の中でともに生活が送れるよう、また、情報支援、文化・スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図られるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施します。

イ 誰もが自由に行動し安全で安心して社会参加できるよう社会全体のバリアフリー化を計画的、総合的に推進するとともに、実施にあたっては、利用者である障害のある人の視点を重視した環境整備を進めます。

## 主な事業

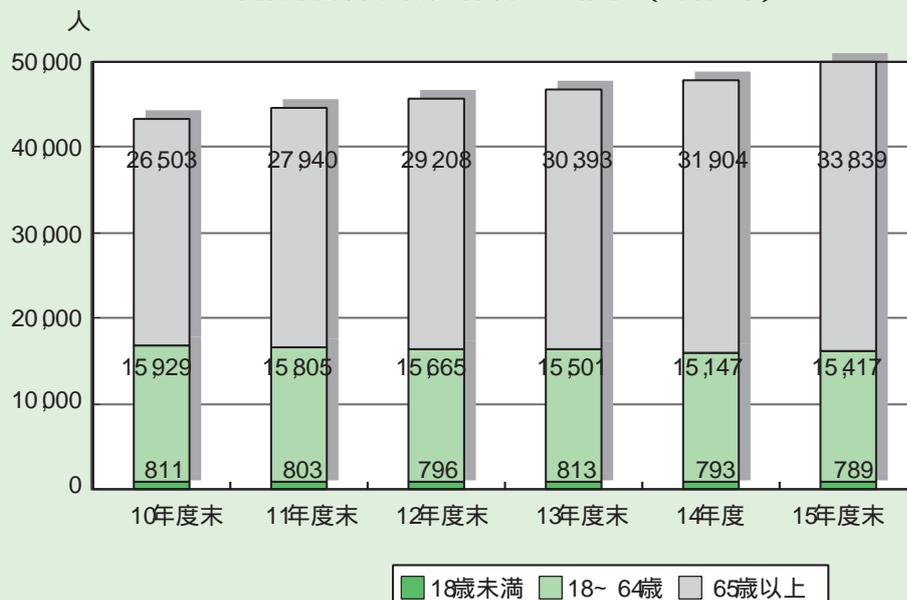
### 「わかやま・福祉のまちづくりマップ」情報提供

県のホームページ（和歌山県情報館）において、障害のある人や高齢者等が、安心して外出し施設を利用できるよう、公共施設・観光施設等のスロープ、トイレ等のバリアフリー整備状況に関する情報を提供する「わかやま・福祉のまちづくりマップ」の充実を図ります。

## 【参考データ】

身体障害児・者

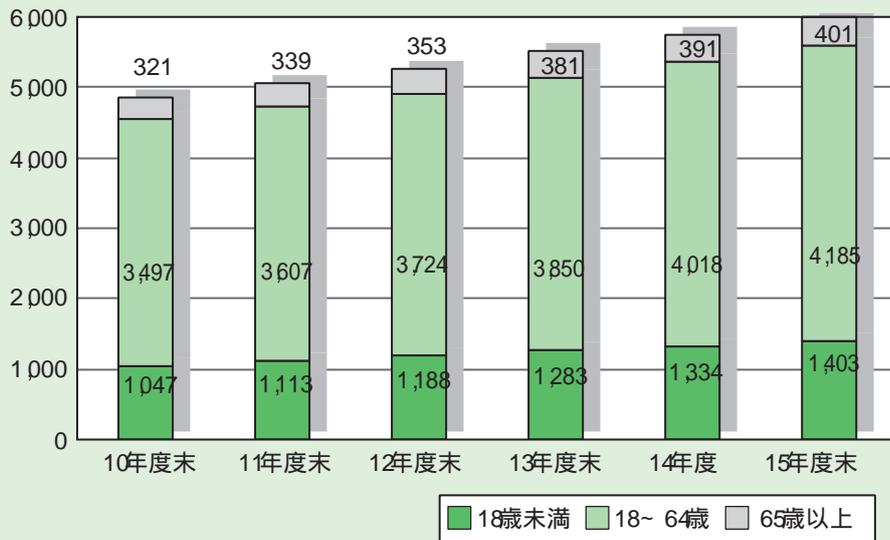
身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）



知的障害児・者

人

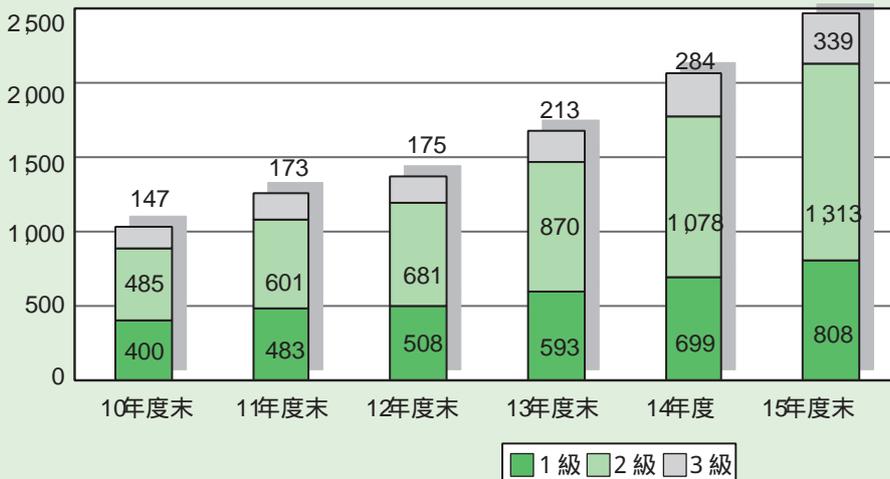
療育手帳交付者数の推移（年齢別）



精神障害者

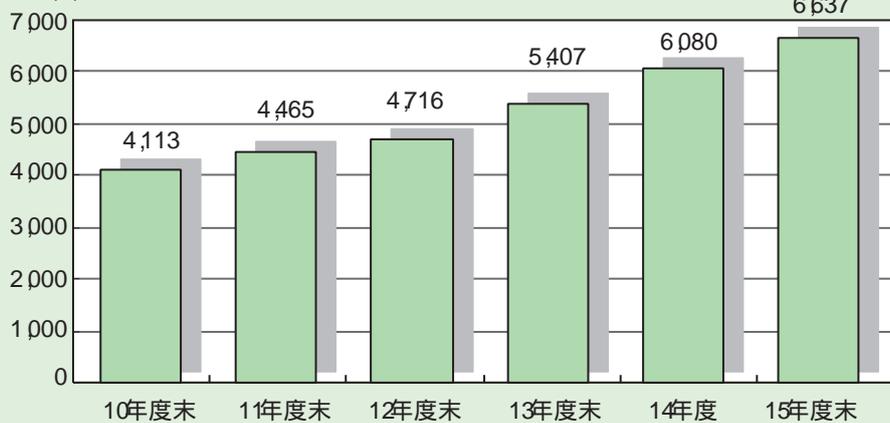
人

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



精神障害者通院医療費公費負担利用者数の推移

人



## 2 - 5 男女共同参画の社会づくり

社会のあらゆる分野で男女が共同参画できる社会を実現するために、性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択が可能で、個性や能力を発揮できるための社会環境を整え、加速する少子・高齢化やDV（ドメスティック・バイオレンス）等をはじめとする課題への対応や、経済のグローバル化、情報化等、急激な社会変化に対応できる豊かで活力ある社会を目指します。

### (1) 社会的気運の醸成

一人ひとりの生き方が、性別による固定的な役割分担意識や慣習によるものではなく、一人ひとりの自立した意思決定によって行われるよう、社会的気運の醸成に努めます。

県民一人ひとりの意識醸成に向け、若年世代、壮年世代、高齢世代と、それぞれの世代が共同参画を身近な問題として捉えられるよう、県民、各種団体、事業者等に対するわかりやすい広報・啓発活動に努めます。

また、各種団体、地域住民等がそれぞれの立場で主体的に取り組む推進活動に対し、情報提供等の支援に努めます。

### (2) 男女共同参画への環境整備

男女が対等な構成員として家庭や地域社会の生活課題に目を向け、その解決のため諸活動に共同参画し、すべての男女が安心して生き生きと活躍できる社会環境整備や土台づくりを進めます。

近年、ボランティア、NPO活動等を通じて地域の問題に地域住民が直接かかわることが増えています。

このような活動には女性の参画が多く、地域課題解決に向けた男女共同参画が一層進むことが期待されていて、県民のふるさとづくりへの共同参画促進を図るための支援や具体的な取組を進めます。

## 主な事業

### 「男女共生社会推進センター運営」

「出会いと交流」、「学習と啓発」、「情報収集と発信」、「相談と支援」、「文化の創造と表現活動の支援」の5つの基本的な機能を担って、事業展開をします。

また、県民の自主的な取組の一層の促進のため、各種講座を開催します。

### 「男女共同参画推進地域プロジェクト」

市町村との連携、NPOとの協働により県内全域で啓発活動を行います。

## 2 - 6 健康社会づくり

健康は、すべての県民の願いであり、一人ひとりが充実した日常生活を過ごし豊かな人生を送るための基本条件であり、また、社会の活力を高め発展を支えるためにも不可欠です。

このため、次世代を担う乳幼児、少年及び青年の健全な成長を支えるとともに、病気にならないような生活習慣を持つことを中心とした対策を全世代を通じて推進し、県民一人ひとりが生活習慣と疾患の関わりを正しく認識して、心身の健康について自己管理能力を高め、地域保健、地域医療等において、関係機関・団体及び行政が連携して生活習慣病対策に取り組めるよう施策を推進します。

#### (1) 情報提供や県民運動の推進

個人が自分に合った健康づくりを選んで実行できるよう、より正確な情報を迅速に提供できる体制の整備や県民参加の運動を推進します。

#### 主な事業

##### 「健康づくり情報ステーション」

「県健康づくり情報ステーション」を診療所等に設置し、生活習慣病の予防等、各種健康情報等を県民に提供し、健康増進に対する意識の向上を図ります。

##### 「県民健康づくり推進」

誰もが健康で生き生きと暮らせる社会を実現するため、生活習慣病の予防等、総合的な健康づくりの推進を図ります。

##### 元気わかやま推進事業

県内約2,000人の食生活改善推進員のボランティア活動を推進し、県民みんなの健康づくりを積極的に支援します。

特に、次代を支える若年者の「食教育」に重点的に取り組みます。

#### (2) 個人を支える環境形成

現代は、家庭や職場等において、ストレスの多い時代ですが、家族や地域社会などのサポートによってストレスの影響が緩和されることから、地域や職域で健康を基本に捉え、個人を支えることができる社会的環境を形成します。

#### 主な事業

##### 「医療安全推進対策」

医療に関する患者の苦情や相談に対応する体制を構築し、医療の安全と信頼を高めるとともに、患者サービス及び医療の質の向上を図ります。

##### 「救急医療対策」

地域住民等を対象に心肺蘇生法等を中心とした救急実務講習を各県立保健所で実施し、県民等に救急処置に関する知識、技術を身につけてもらい、本県の救急患者の救命率を高めます。

また、インターネット等を通じて救急情報のほか各医療機関の医療機能に関する情報など、患者・住民が地域の医療機関を選択する際に役立つ情報の提供を行います。（平成17年7月運用開始予定）

#### (3) 保健・医療・福祉の連携

保健・医療従事者の育成及び確保を図り、保健・医療・福祉の一体的な連携の中で、地域に密着した施策を推進します。

## 第6章 市町村地域福祉計画の策定にあたって

これからの福祉施策の共通理念 - 『地域福祉』

平成12年の「社会福祉法」の改正により「地域福祉の推進」が基本理念に明確に位置付けられ、それを具体的実現する方策として「市町村地域福祉計画の策定」に関する規定が盛り込まれました。この規定は、地方公共団体の自治事務として位置付けられており、市町村が主体性を持って策定することが強く求められています。

21世紀を迎え、社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、これからの市町村の福祉を方向づける大きな意味合いを持つ計画になると考えられます。

また、地域福祉計画は、高齢化率が高い過疎地域や転入者が多い新興住宅地域など、それぞれの特性に応じ、地域が持つ福祉課題や、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題解決の視点に立ち、住民の考えを反映した個性ある計画になることが望まれます。

### 1 計画策定の基本的留意事項

#### (1) 住民参加・参画

地域福祉計画は、地域住民が主体的に参画することが直接法律に盛り込まれるなど、策定のプロセスが重視された計画です。このため、多くの住民が地域福祉に関心を持ち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが重要です。

計画策定に参画することにより地域福祉に関心を持ち「誰もが地域で安心して暮らすため、住民同士で支え合っていく」という意識改革ができ、地域の福祉力をアップすることにもつながっていきます。

特に、地域福祉の推進に当たっては、子どもから高齢者まで、地域の住民が何らかの形で参画することが適当であり、なかでも子ども達を含む若い世代、勤労世代の参画や、新興住宅地等の住民の参画に配慮し、地域における生活課題の再発掘・住民のニーズ把握が必要です。

なお、住民参加（参画）については、地域の実情に応じた効果的な手法を用いることが必要です。

#### (2) 基本的人権の尊重

地域福祉を推進していくうえで、基本となるのは「一人ひとりの人権を尊重し共に支え合う」という視点です。

社会福祉法（第4条）でも、「人と人の差異や多様性を認め合い、誰も排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）」を中心的な概念としています。地域で様々な課題を抱えている人が増加する中で、その存在を認識し、同じ社会の構成員としてお互いの人権を尊重して支え合っていくことが大切です。

地域福祉計画の策定に当たっても、個人の尊厳や人権の尊重を基本とし、行政と住民等が協働してそれぞれの役割の中で、人権問題を解決するという視点での計画づく

りが重要です。

### (3) 男女共同参画

男女共同参画は、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化するための取組であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性や能力を發揮できるための環境を整えることにより、加速する少子・高齢化やDV（ドメスティック・バイオレンス）等をはじめとする課題への対応や、経済のグローバル化、情報化等、急激な社会変化に対応できる豊かで活力ある社会の未来像を描こうとするものです。

地域福祉計画の策定に当たっても、男女が対等な構成員として地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画する機会が与えられるよう留意することが大切です。

### (4) 市町村社会福祉協議会との連携

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられており、従来から相談援助活動を中心に、ボランティア活動、福祉教育の推進をはじめ、関係機関・施設・団体等との連携、住民参加ネットワークづくり等を積極的に推進しています。

また、県内の多くの市町村社会福祉協議会では、介護保険サービスの指定事業者として訪問介護事業等を実施し、地域住民への個別支援という重要な役割も担っていますが、こうした多様な活動を通じて地域住民の実態やニーズを把握しており、今後も住民主体の理念に基づいた地域福祉活動の展開が期待されているところです。

さらに、平成15年11月には全国社会福祉協議会より、市町村の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的策定などを提案した取組方針が出されました。

地域福祉計画を策定するに当たっては、地域福祉を推進する重要なパートナーとして、社会福祉協議会の使命や今後の取組、連携のあり方等を再確認する必要があります。

### (5) 民生委員・児童委員活動との連携

民生委員・児童委員活動は、一定の地域社会（担当区域）を基盤としていること（地域性）、自らも地域住民の一員で、住民に最も身近なところで住民の立場に立った活動を行うこと（住民性）が大きな特徴であり、児童福祉に関することを担当する主任児童委員の活動とあわせて、今後も地域福祉活動の担い手として大きな期待が寄せられています。

地域福祉計画の策定に当たっても、地域福祉計画策定委員会等への参画とともに、地域住民が主体となった福祉コミュニティづくりに向け、地域住民の福祉に対する理解と関心を高め、地域の人々の意識を少しずつ変えていく案内人として積極的な連携が必要です。

## (6) 社会福祉法人との連携

地域住民の様々な福祉需要へのきめ細やかで柔軟な対応や、制度の狭間にある人々への支援等が地域福祉の課題となってきた中、社会福祉法人は社会福祉事業の経営だけでなく、地域福祉の担い手として、自主性や創意工夫を生かした活動を行うことが期待されています。

地域福祉計画策定時の参画や、地域福祉活動での連携のあり方等を検討する必要があります。

## (7) 地域資源の活用

地域におけるニーズや生活課題を解決するためには、既存の地域資源を有効活用することが必要です。その際には、公民館、集会所、社会福祉施設（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、児童館、隣保館等）、学校（空き教室）、医療機関、空き店舗等、市町村内のあらゆる資源を再評価し、地域福祉活動の拠点として活用していく視点が必要です。

例えば、隣保館については、平成9年9月の国の通知により、第二種社会福祉施設として同和問題の解決という本来の目的を踏まえたうえで、広く周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての新たな役割が期待されており、今後の活用にあたっては、高齢者の介護予防や生きがいづくり事業はもちろんのこと、地域の実情にあった多様な事業展開を実施し、地域福祉推進の施設として活用されることが望まれています。

このように、制度改正等により施設運営の目的、実施事業等が拡大、変化してきている中で、再度地域資源を見直し活用を図っていくことが大切です。

また、地域にはそうした施設や設備だけではなく、いろいろな知識や技術・才能を持った様々な人々が住んでいます。“地域福祉推進のキーパーソン”として、ソフト面の資源の有効活用もあわせて考える必要があります。

## (8) 地域防災

近い将来、大きな災害が発生することが予想されている中、地域の安全・防災については、特に大きな関心が持たれるところです。

地域住民にとって防災とは、それぞれの生命、財産を守るうえで最も基本的な問題です。

そして、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識を持ち、コミュニティ活動の基本に立った自主防災活動が重要となります。

住民による自主防災組織等を育成強化し、単身の高齢者、障害者等の状況把握や連絡体制の確立に努めるとともにボランティア、NPO、関係団体、関係機関と連携を図り、災害時等迅速な対応ができる体制の整備が必要です。

また、自主防災組織活動では防災対策とともに、普段の安否確認（見守り活動）を行うなど、効果的な組織活動が求められます。

( 9 ) 計画の策定期期

地域福祉計画に係る社会福祉法の規定の施行は、平成 15 年 4 月であり、地域福祉を推進するためには、速やかに計画策定を進めることが適当です。

住民の意見を反映させるための方策を十分に検討し、すべての市町村において、可能な限り、策定作業に取り組まれることが期待されます。

( 10 ) 計画の期間

地域福祉計画の期間は、他の関連計画との整合性を踏まえるとともに、市町村の実情を十分考慮して設定する必要があることから概ね 5 年程度とし、3 年で評価・見直しを行うことが望ましいものです。

また、各市町村の基本構想・基本計画や、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性等も考慮する必要があります。

( 11 ) 公表・情報提供

地域福祉計画は、策定後速やかにその内容を公表するとともに、県へ報告することが必要です。

また、地域福祉計画策定過程においても、広報誌、回覧板、インターネット（ホームページ）等を積極的に活用し、地域住民へきめ細かく情報提供を行うことが求められます。

さらに、一人暮らしのお年寄りなど、これらの手法を用いても情報が届かない場合もあることに十分留意し、さまざまな住民の声を反映した地域福祉計画づくりを進める必要があります。

( 12 ) 市町村合併との関係

現在、各地域で市町村合併協議が本格的に進められていますが、合併後を考えるうえでも「地域福祉推進の視点」が必要不可欠です。たとえ合併により市町村エリアが拡大しても、地域の福祉課題は当面変わらないものであり、身近な地域単位での支え合いのシステムづくりが必要となります。

また、合併後においても福祉サービスの水準を落とすことなく、地域の空洞化を防ぐ意味で「地域福祉の充実」が求められます。

特に地域福祉推進においては、住民の生活圏域（自治会、小学校区等）を基本とした支え合いのシステムづくりが重要となります。より身近な自治会や小学校区といった単位で、住民が参画した取組は、合併後も変わらないものです。

( 13 ) 他の福祉計画との関係

地域福祉計画は総合的な視点を持ち、地域の福祉課題や住民ニーズを捉え、解決を図る、いわば分野横断型の計画であると言えます。

他の福祉計画と共通する「地域福祉推進の理念」を有する。

他の福祉計画において、「地域」及び「住民参加」に関する部分は地域福祉計画にて共有する。

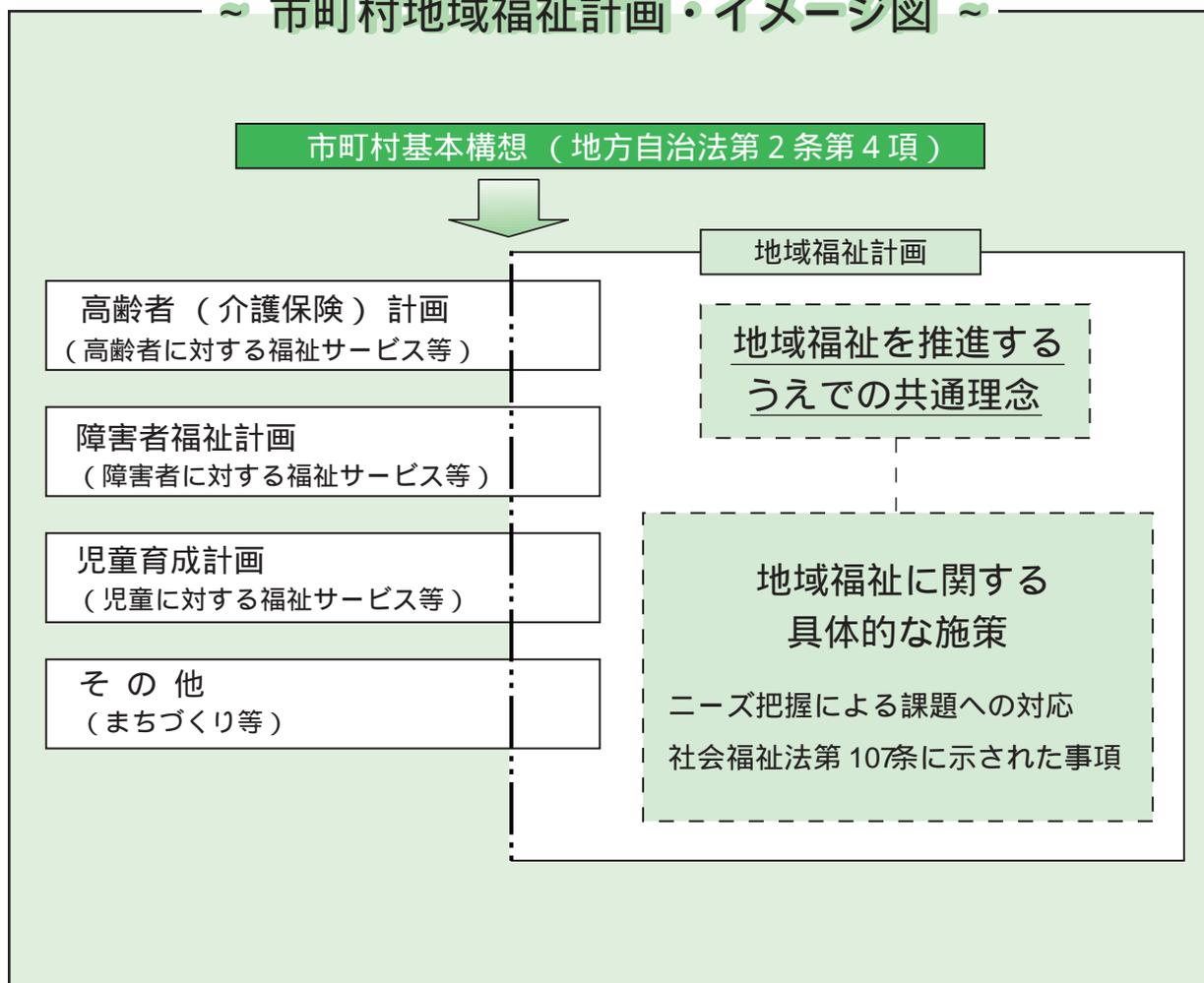
（既存計画の一部をもって地域福祉計画の一部と位置付けることも可能。）

他の福祉計画で対応できない制度の隙間にある福祉ニーズや、計画策定のプロセスで新たに生まれた福祉ニーズに対応するために、住民参加による新しいサービスを創出し、計画化する。

高齢者・障害者・児童等、対象者ごとの福祉ニーズに専門的に応える施策（各計画の基本的方向、サービスの数値目標を達成するための施策等）は、それぞれ個別計画に基づいて取り組むことが前提となります。

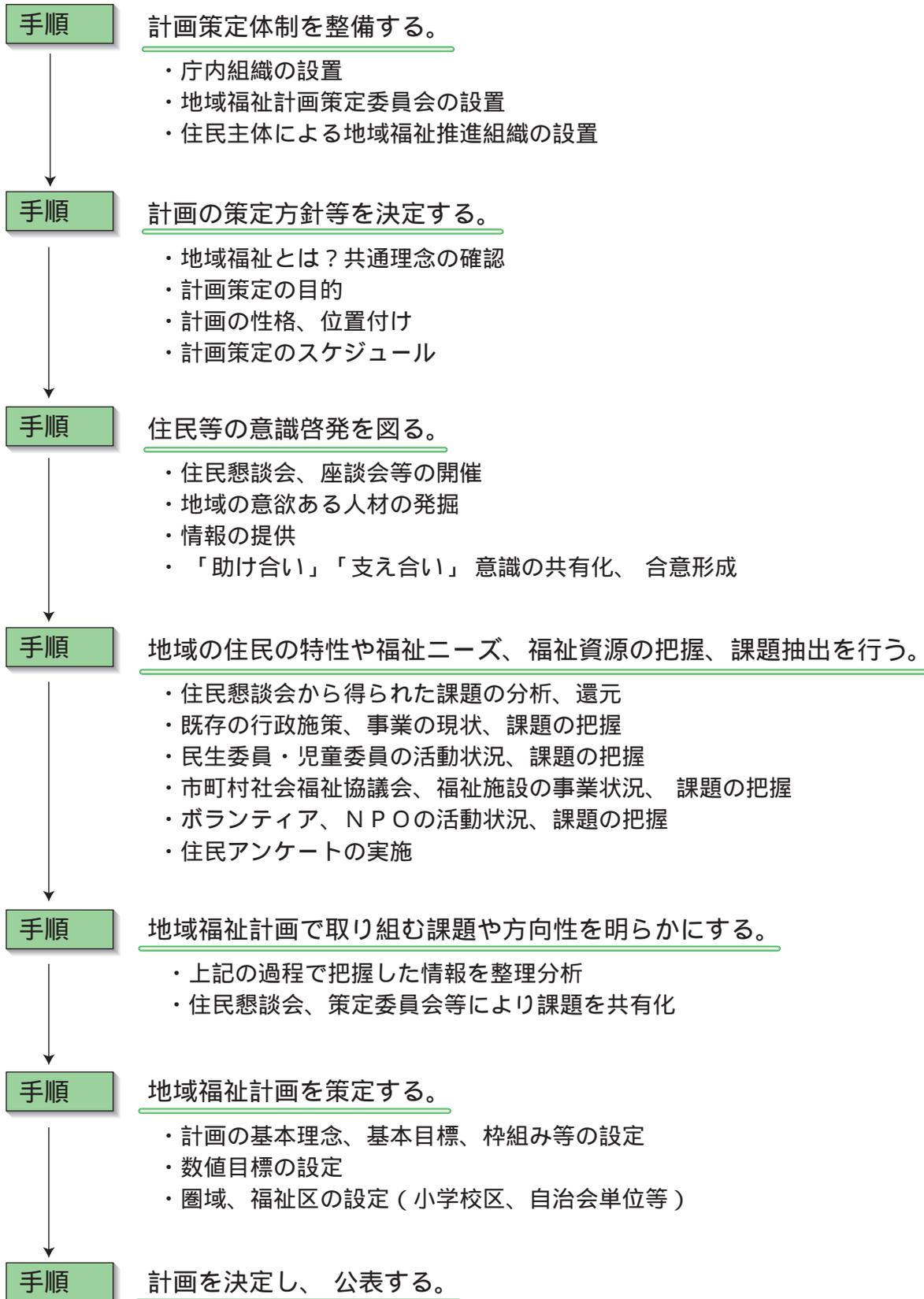
ただし、市町村の判断により、地域福祉計画と他の個別計画を一体的に策定することも可能です。

## ～ 市町村地域福祉計画・イメージ図 ～



## 2 市町村地域福祉計画の策定手順

地域福祉計画策定の手順を参考として例示します。具体的な計画の策定は、それぞれの市町村の実情に合った方法、手順により行われることとなります。



### 3 市町村地域福祉計画の構成（盛り込む施策の例示）

ここでは、地域福祉計画の策定等に係る社会福祉法の規定内容を踏まえ、地域福祉計画の構成の一例を記載します。（内容は、それぞれの市町村の実情により異なります。）

#### 1 はじめに

- (1) 計画策定の主旨、ねらい
- (2) 計画の性格と位置付け
- (3) 計画期間
- (4) 計画策定の経緯
- (5) 圏域、福祉区の設定

#### 2 基本構想

- (1) 基本理念
- (2) 地域福祉計画により目指す姿
- (3) 地域を取り巻く状況と課題  
～圏域、福祉区ごとの現状と課題～
  - ・住民の年齢構成、世帯状況
  - ・要支援者の状況（一人暮らし高齢者、障害者、児童等）
  - ・地域における社会資源（福祉施設、民生委員児童委員、福祉委員等）
  - ・地域の課題（住民懇談会やアンケート等で抽出された課題）
- (4) 課題を解決するための取組の方向

#### 3 基本計画

- (1) 分野別の既存計画における主な取組
  - ・高齢者に対する福祉施策、目標
  - ・障害者に対する福祉施策、目標
  - ・児童に対する福祉施策、目標
- (2) その他、支援を要する人々に対する福祉施策、目標
  - ・父子家庭、低所得者、ホームレス等
- (3) 地域福祉施策の総合的な推進、目標  
福祉サービスの適切な利用の促進
  - ・地域における総合相談体制の整備、情報提供体制の整備
  - ・福祉サービスの利用援助（地域福祉権利擁護事業）の整備
  - ・福祉サービスに対する苦情対応の整備
  - ・民生委員児童委員、福祉委員等の相談活動の整備
  - 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
  - ・福祉専門職の育成、確保、研修に関する施策
  - ・地域資源の有効活用に関する方針
  - ・福祉サービスと保健、医療サービスとの連携
  - ・福祉サービス提供者間のネットワークづくり
  - 地域福祉に関する活動への住民参加促進
  - ・ボランティア団体、NPO等への支援
  - ・地域福祉活動の拠点整備
  - ・ふれあいいきいきサロンの整備
  - ・小地域見守りネットワークの整備
  - その他の地域福祉推進に必要な施策
  - ・市町村社会福祉協議会の基盤強化
  - ・地域のバリアフリー化に関する方針

地域福祉計画の内容をわかりやすいものとし、その達成状況を住民等に明確に示すためには、可能な限り数値目標を設定することが必要である。  
また、計画化する際には、各地域の現状と課題・今後の方向性を踏まえそれぞれの役割分担（行政、事業者、地域住民）を明確にすることが求められる。  
特に、計画化の段階では、「誰が、いつ、どのように責任を持って行うのか」ということを明確に記載しないと、具体的な実践につながらないことも考えられる。

- (4) 計画の進行管理と評価

#### 4 資料編

- (1) 計画策定委員会等のメンバー、計画策定に関わった人々
- (2) その他関係資料

## 参考資料

### 1 社会福祉法 一部抜粋

#### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### (都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

## 2 用語の解説

### 『ア行』

NPO  
Non-Profit Organization

「営利を目的としない民間組織」と訳され、不特定多数の利益を目的として社会のためになる活動を組織的に行っている市民活動団体等を意味します。

### 『カ行』

ガイドヘルパー

視覚障害者、全身性障害や知的障害のある人の外出時の移動の介護など、外出時の付添い介護のために派遣される者をいいます。

協働

共通の目標を達成するために、各々が取り組むよりも、互いの長所を生かすことができ、相乗的な効果を生み出せるものについて、一緒になって課題解決に取り組む行為のこと。

グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）で、同居又は近隣に居住している専任の世話人による食事の提供等日常生活援助により、数人の障害のある人が共同で生活を営むこと。

また、介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。要介護者であって認知症の状態にある者に対し、共同生活を営む住居（認知症老人グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスのこと。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値です。

### 『サ行』

支援費制度

ノーマライゼーションの理念を実現するため、行政が障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービス利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用する制度です。

## 障害者ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援するため、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉、保健医療、教育、就労等の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的、継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する方法。

## ショートステイ

障害のある人の介護等を行う人が、病気その他の理由により居宅において介護することができない場合に、障害のある人が短期間施設に入所し、必要なサービスを提供すること。

また、介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者であって、居宅において介護を受ける者が短期間施設に入所し、入浴などの日常的な世話及び機能訓練等の世話を行うこと。

## 心肺蘇生法

突然の事故や病気などで心臓が停止した場合、脳への血流が止まってしまうので、脳血流を確保するための対処方法として、人工呼吸と心臓マッサージを同時に行う救急法です。

## 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病。高血圧、糖尿病や一部のガンなどがあげられます。

## 成年後見制度

判断能力が十分でない高齢者や知的障害、精神障害のある人などについて、預貯金 不動産等の財産管理や介護、施設への入退所等の生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

## ソーシャル・インクルージョン

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会（厚生省社会・援護局）報告書（平成12年12月8日）で用いられた言葉。「イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念。貧困者や失業者、ホームレス等を社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている」（同報告書より）

## 『 夕 行 』

地方分権一括法

正式には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」で、地方分権を推進するために、関連する法律 475本の法律改正を一括形式で行ったもの。これにより地方自治法に国と地方の各々の役割が規定され、従来からの主従関係から対等・協力の関係に変わった。

デイサービス

在宅の障害のある人に対し、通所によって創作的活動や機能訓練等の各種サービスを提供すること。

また、介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。要介護者又は要支援者であって、居宅において介護を受ける者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスのこと。

D V(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅かし、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれます。

## 『 ナ 行 』

認知症

「痴呆」に替わる用語。「痴呆」に対する誤解や偏見の解消を図るために用いる新たな行政用語（平成 16年 12月 24日付け厚生労働省老健局長通知）。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、すべての人間が普通に生活を送るため、共に生活し、活動できる社会が、本来のあるべき姿であるという考え方。

## 『 八行 』

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで、物理的・心理的障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。

もとは、建築用語として、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも使用されています。

ホームヘルプサービス  
（訪問介護）

高齢者、障害（児）者等を対象に、家庭等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活等に関する相談、助言等、日常生活上の世話をを行うサービスです。

ボランティア

営利を目的とせず、自発的な意志に基づいて他人や社会に貢献する実践的な活動を行う個人のこと。

## 和歌山県地域福祉支援計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	任期期間中の主な役職等	備 考
川 口 富士夫	和歌山県社会福祉士会長 (福) みなべ町社会福祉協議会事務局長	委員長
尾 崎 義 男 鶴 谷 勇 次	(福) 和歌山県社会福祉協議会地域福祉部長 "	副委員長 ~ H 16. 3 . 31 退任 H 16. 4 . 1 ~ 就任
北 出 賀江子	和歌山県ボランティア連絡協議会長	
丹 下 一 子	和歌山県民生児童委員協議会副会長	
笹 尾 恭 子	(福) ハッピーステーション施設長	
桑 原 義 登	和歌山信愛女子短期大学保育科助教授	
橋 爪 純 子	(福) 海南市社会福祉協議会事業係主任	
松 尾 友 行 赤 木 健 二	高野口町伏原第二会館長 和歌山市栄谷文化会館長	~ H 15. 10. 19 退任 H 15. 12. 1 ~ 就任
山 田 和 毅	やまだ胃腸クリニック院長	
野 嶋 廣 子	和歌山県男女共生社会推進員	
湯 上 ひとみ	野上町役場保健福祉課主任	
大 谷 和 夫 津 田 寿 朗	白浜町役場民生課長 "	~ H 16. 3 . 31 退任 H 16. 4 . 1 ~ 就任



和歌山県

和歌山県地域福祉推進計画  
(平成17年3月)

和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2472

FAX 073-425-6560

県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>



古紙配合率100%再生紙を使用しています

